

論文

# 戦前松本地方の電気事業

## — 電気事業政策と地方電気事業者 —

木村 晴壽

Development of Electric Utilities in Matsumoto District at the Pre-War Era

KIMURA Haruhisa

### 要 旨

本論は、戦前の松本地方(さしあたって現在の松本市域を想定している)で電気事業がどのように展開したのかを、可能な限り具体的に跡づけることで、地域経済発展の基盤となるいわゆるインフラ整備のあり方を検証することが狙いである。わが国の戦前電気事業は、民間事業者が発電・送電・配電のすべてを担った点に特徴があるが、公共・公益事業であることから、当然のごとく、厳密な法的規制を受けていた。したがって本論は、まずもって電気事業者がどのような法規制を受けていたかを十分に踏まえた上で、松本地方での電気事業の展開過程を検証した。当該地方での電気事業は、松本電灯という事業者が市街地に電気を供給したことから始まる。松本電灯には、当時最大の輸出産業だった製糸業の有力企業幹部で、後に松本商業会議所会頭に就任する人物が大きく関わっていた。背後に有数の山岳地帯を擁する松本地方は、電源確保には極めて適した地の利があったにもかかわらず、松本電灯は電源開発に遅れを取っていた。松本電灯以外の電気供給事業者との関係も含め、当該地方で電気事業がどのように展開したかを詳述することで、地方のインフラ整備の一形態を提示した。

### キーワード

電気事業者 供給区域 電源開発 水利権

### 目 次

はじめに

I. 戦前の電気事業展開

II. 電気事業に関わる法制

III. 松本地方の電気事業

総括

注

文献

## はじめに

近年、地方創生が声高に叫ばれ、財政難と人口減少に悩む地方自治体は、問題解決に向けて様々な政策を模索している。財政難対策として一挙に広がりを見せたのは、いわゆる“ふるさと納税”の仕組みだが、それで地方の財政難が解決したとは到底考えられない。人口減少に歯止めをかけようとして一般的になりつつある政策は、現段階では、都市部からの移住誘致であろう。しかし、人口流出問題の根本は、若者の流出をどのように抑えるか、あるいはその年齢層をどのように拡大するかにあり、その延長線上に地域社会での雇用確保という政策が浮上しているのが現状である。

本論は、地域の雇用確保に直結する地域経済の展開について、その基盤となる地域の社会資本整備、換言すればインフラがどのように整えられたかという観点で、戦前松本地方の電気事業の展開・定着過程を、可能な限り具体的に検証することを目的としている。地域経済はもとより、その基礎条件となるインフラ整備のあり方も、地域の自然・歴史的条件により発展の仕方にはそれぞれの特徴があり、特に電気事業の場合、わが国では電力国家管理が実施された戦時中の一時期を除けば、発電・送電・配電のすべてを基本的に民間の事業者が担い市町村単位での電気供給権を持っていたから、例えば自治体の規模如何によって、地元資本の電力会社が市場を抑えるのか、あるいは地域外の資本(県外資本)が地域の独占的電気事業者となるのか等の違いが、当然にある。また、電力事業の起点をなす電源開発に着目すれば、水力発電が主力となる場合には、水力発電に適する自然条件、すなわち急峻な山岳地帯にある地域と遠隔地域とでは事情が大きく異なると考えられるのである。

もっとも、山岳地帯に近接する地域を想定するならば、長野県・岐阜県・富山県・山梨県といっ

た地方すべてを対象に検討すべきであるが、本論は、その前提作業として、松本地方を素材に電気事業の展開を詳しく跡づけることに主眼を置いている。その理由は第一に、戦前の電気事業においては非常に多くの供給業者が参入しており、松本地方はおろか全国的にも地域の電気事業の展開について詳細が判明しているケースは意外に少ないのが現状だからである。松本地方を対象とする第二の理由は、地域経済の基盤整備には、地域の特定企業や特定企業人が大きく関わっている場合が多く、松本地方でも同様の傾向が見られるからである。電気事業といふかなりの初期投資が必要な部門ではなおさら、その傾向を無視することはできず、その意味では、電気事業の伸長期にあたる明治末から大正期において、すでに地域に有力な産業・企業があるかどうか問題となり、製糸業の有力工場があった松本地方は検証の最適な地方都市と考えられるのである。

わが国の電気市場は、日露戦後期の1907年から1920年代にかけて急成長を遂げる。日露戦後期の1907年から昭和初年にあたる1920年代までの時期、電灯需要では需要家数で約50倍増、灯数でも40倍以上の増加となり、動力用の電力分野でも取付装置換算電力でほぼ300倍増というすさまじさだった。この二十数年間に電気・電力需要は爆発的に拡大したのである。その後、昭和恐慌期を経て電力需要は大きく落ち込み、同時に電灯重要も一段落した様子を、後掲の表1・表4・表7からは読み取ることができる。この時期は、まさにわが国に電気事業が定着する時代だった。

もとより、この時期にわが国に定着し近代産業としての発展期を迎えたのが独り電気事業のみでないことは周知の事柄である。とはいえ、電気事業は他の産業、殊に他の製造業とは産業としての性格が著しく異なっていることを踏まえる必要がある。すなわち第一に、後述のごとくわが国電気事業は欧米とほぼ同時期に開始さ

れたことから、近代産業としての後進性はなかったこと、第二に電気は対外貿易の対象商品にはなり得なかったため、国際競争には一切さらされなかった。そして第三に念頭に置くべきは、電気事業の生産物であり商品である電気は基本的には蓄積・保存ができないため、生産即消費を特徴としている点で電気事業には他の製造業と著しく異なる産業特性があり、発電・送電のあり方や送電連携には必然的に地域性がともなうことである。

## I. 戦前の電気事業展開

### 1. 草創期の電気事業

#### 1) 電気事業の開始

ここではまず、草創期にわが国電気事業がどのような展開したのかを概観し、その特質を把握しておきたい。ここで言う草創期とは、あくまでも電気供給事業に着目する観点から、供給事業が始動した1880年代に始まり、「日本電気事業史上最大の革命」(電力政策研究会編[1965]p.57)とも表現される東京電灯駒橋発電所からの長距離送電が開始される前まで、具体的には1906(明治39)年までの時期を指している<sup>注1</sup>。その理由は一方で、東京電灯駒橋発電所からの長距離送電を境に電力会社間での市場競争が始まり、各地域での電気供給事業が本格的に動き出すからであり、他方では長距離送電こそが、わが国の電源構成を火力から、本論が対象とする松本地方に大きく関わる水力へと転換させるターニングポイントになっているからである。

#### a) 電灯用の電気供給事業

周知のごとく、東京電灯が1887(明治20)年に東京日本橋南茅場町に設けた第二電灯局から電気供給を開始したのが、わが国における電気一般供給の最初である。世界で最初の一般供給がロンドン・ニューヨークで開始されてから5年も

経ていない。

電気事業の草創期に当たるこの時期、すなわち1890年代から20世紀初頭にかけて、わが国の電気供給事業は専ら電灯照明用の需要に応じて発展したが、それでも電灯照明がまだ奢侈的性格を強くもっていたことは否定しがたい。電灯の需要家数は、例えば1897(明治30)年の電灯取付戸数は1,000戸当たり4戸にも満たず、一般家庭に限れば1,000戸当たり2戸弱に過ぎなかった(電力政策研究会編[1965]p.50)。したがって当初、需要先は官庁・事務所・商店、あるいは花街が中心にならざるを得なかったことは、1888(明治21)年に落成した東京電灯第五電灯局(北豊島郡千束村)が、隣接する吉原遊郭への電気供給を主目的に建設された事実からも明らかだし、後に東京電灯と合併する横浜共同電灯も当初の経営難を、横浜の永楽町や真金町遊郭への電気供給で凌いだことから容易に推察されるところである。後の東邦電力理事の小林将治による述懐が、その頃の事情をよく伝えている。すなわち、

「抑我国に於ける電気事業の初期に在ては其發達が電燈の需要から起こったもので、痛切に其必要を感じた花柳界とか、宿屋、料理屋等を中心として居ただけに当時の重役は株主には此方面からの人が多かったもので(中略)電気事業の發達が斯の如き経路をたどって来ただけに、芸者の数と電燈の数とが或る関係を持つに至った事も当然で“水力は粋力に通ず”などといふ洒落さへもあつた位である」(東京電灯株式会社編[1936]p.100)

と述べられている。

遠距離高圧送電技術が確立しておらず、電力需要も僅かだった当時の電気供給は、都心に設けた小規模火力発電所から近隣の官庁等、都市内の電灯需要向けに供給する事業形態をとっていた。東京市内ではその後1890年代にいくつかの電気供給会社が発足したが、いずれも最終的

には東京電灯と合併しており、電気供給事業における地域内での競争・合併という大きな特徴が当初から見られたのである。東京電灯と合併した諸会社は具体的には、日本電灯（開業前の1890年に東京電灯と合併）・品川電灯（1890年開業、1902年に東京電灯と合併）・深川電灯（1890年開業、1905年に東京電灯と合併）・帝国電灯（1891年開業、1896年に品川電灯と合併し、最終的に東京電灯となる）・八王子電灯（1895年開業、1906年に東京電灯と合併）である（東京電灯株式会社編[1936]p.47）。

東京電灯が開業してからわずか10年足らずの間に、他の都市でも電灯需要向けの電気供給会社が続々と発足した。1896（明治29）年末の時点で、神戸電灯・大阪電灯・名古屋電灯・京都電灯・横浜共同電灯をはじめ、各地の主要都市に設けられた電灯会社は合計で29を数えた（栗原東洋編[1964]p.35）。表1に見られるように、翌1897（明

治30）年には全国の電灯会社数が41となり、さらに1906（明治39）年にはその数が2倍近くの76に達し、事業者数が倍増するのに10年も要しなかった。この間、1899年には富山電灯が開業し唯一の空白地帯だった北陸地方にも電気供給会社が発足することで、戦後の9電力会社ブロックのすべてに電灯会社が出揃うのである（橘川[2004]pp.26-27）。

この間、個々の電灯会社の規模も拡大した。表1に示された資本金額から単純計算すると、明治20年代には1社平均20万円台だった資本金額が、明治30年代の日露戦時期になると40万円に近づいており、払込資本金でも1社当たりの額は倍増している。この時期の最終段階にあたる1906年時点で、これら電灯会社の中には資本金額が100万円を超える大会社が6社も出現し、これら6社で電気事業者総資本の44%を占めるに至った（通商産業省編[1979]p.23）。すなわち、電気事業草

表1 電気事業の推移（1887年～1906年）

	事業者数	資本金	払込資本金	需要家数	灯数
1887（明治20）	1	500,000	23,000	83	1,447
1888（ 21）	2	600,000	380,000	358	4,011
1889（ 22）	3		555,000	957	8,951
1890（ 23）	8		1,343,171	3,449	20,544
1891（ 24）	9		1,545,902	5,314	26,237
1892（ 25）	11	2,477,250	1,674,713	7,133	35,647
1893（ 26）	11	2,720,600	1,908,140	8,433	47,732
1894（ 27）	20	3,710,600	2,409,699	14,907	70,161
1895（ 28）	24	5,140,600	3,021,341	20,149	88,854
1896（ 29）	29	6,780,600	4,197,076	23,034	106,306
1897（ 30）	41	9,444,800	5,536,138	29,701	140,683
1898（ 31）	45	9,601,550	6,424,031	33,485	159,689
1899（ 32）	46	10,562,050	7,165,524	36,788	183,412
1900（ 33）	50	11,554,750	8,043,442	43,272	217,273
1901（ 34）	49	11,779,750	9,150,042	47,701	201,312
1902（ 35）	63	13,706,716	10,896,754	59,044	323,477
1903（ 36）	60	15,428,250	12,577,135	69,328	375,048
1904（ 37）	71	20,290,750	15,601,570	80,548	407,038
1905（ 38）	77	22,937,250	17,537,425	99,014	496,168
1906（ 39）	76	28,439,852	23,346,015	141,058	668,721

1) 資本金・払込資本金の単位は円。

出典：『大日本帝国統計年鑑』（各年度版）

創期にあってすでに、合併等による資本の集中が進み始めていたのである。

後述するように、1911(明治44)年に電気事業法が制定されるまでの政策は、1896(明治29)年制定の電気事業取締規則に沿って保安対策色の強いものとなっていた(通商産業省編[1979] pp.23-24)。特に日露戦争頃までの電気行政は、逓信省も地方庁も、電気事業の創設・電線路の敷設・電気の供給については、保安上で特段の問題がなければ許認可を与える方針をとっており、電気供給に関しては、同一地域に出願者が重複した場合には、基本的に合併を促す等の方策を通じて競争を避ける方針だった。ところが日露戦後の電気事業の伸展は著しく、その公益性への関心が一挙に高まっていった。東京・名古屋等の主要都市では合併や統合によって規模を拡大した大電力会社が電気供給を独占するケースもあり、逓信省は他の電力会社にも供給権を与え、競争原理を働かせる姿勢に転じた。例えば東京市の場合、逓信省は東京電灯に加え、東京市電・日本電灯にも東京一円の供給権を与えている。

## b) 電力供給事業

以上のような電灯用の電気供給事業の一方、僅少な需要だったとはいえ動力用の電力供給も始まっていた。この時期の電力需要を把握し得る統計がないため、当時の動力用電力の実態を鮮明にすることは難しいが、電力需要を把握できる最初の年である1907(明治40)年に、自家用を除く電力需要は電気力換算で8,439kWだったから(橘川武郎[2004] p.29)、電灯需要には遠く及ばなかったことは確実である。

わが国で最初に電気を動力として利用したのは、東京浅草公園に新築された、当時としては最高の12階建建築の凌雲閣だった。1900(明治23)年、東京電灯がエレベータ運転用の電力として供給を開始したのである。このとき、凌雲閣のエレベータは4畳敷の広さで周囲に腰掛けを備えたものが2台、1度に15~20人の乗客を運んだ

という(田村謙治郎[1941] pp.551-552)。その2年後には、朝日新聞社、都新聞社、東京新報も東京電灯からの電力供給を受けたと言われている。

この時期、繊維産業を中心に全国的に工業化が進展していたが、簇生する諸工場でも、その電気需要は動力用ではなく、昼夜業のための電灯需要が主体だった。つまり、当初の工場電化は照明から始まったのである。実際に東京電灯は、大阪紡績・浪花紡績・天満紡績・尾張紡績・八幡紡績・名古屋紡績など全国各地の紡績工場の電灯取付を請け負って工場の照明を数多く点灯させている(栗原東洋編[1964] pp.65-67)。

この時期の各工場にとって電気が動力用として大きな位置を占めていなかったことは、例えば、草創期の最後の姿を示す1907(明治40)年の原動機別動力馬力数からも推し量ることができる。表2に見られる主要工業の原動機は、「汽力」すなわち蒸気力がほとんどを占め、電力はわずか1割を占めるのみである。わが国が工業化される過程で動力が水車から他の動力に移行する際、蒸気力が重要な役割を果たしていたこと、電力需要はまだそれほど旺盛ではなかったことをここでは確認しておきたい。また、送配電網も未だ貧弱だったこの頃、わが国の動力用の電力は主として、自家用発電によって賄われていたことにも留意しておこう。特に、九州・北海道・東北・北陸といった、電気事業者による配電網の整備が遅れた地方では、動力用電力の分野で自家用発電が大きな役割を果たした(橘川武郎[2004] pp.36-39)。

## 2) 草創期の電源構成

電気事業草創期にあたる日露戦争以前の電気供給は、都市の電灯需要向けが中心であり長距離送電技術が未だ確立しておらず、したがって需要地の遠隔地に発電所を設けられなかった以上、火力発電が中心となったのは至極当然であろう。火力発電所ならば、需要家の近隣に建設することも可能だからである。

日本最初の電灯会社である東京電灯は、1887(明治20)年からの4年間で立て続けに火力発電所を東京市内および近郊に建設し、第一電灯局(麹町区麹町)・第二電灯局(日本橋区南茅場町)・第三電灯局(京橋区新肴町)・第四電灯局(神田区錦町)・第五電灯局(北豊島郡千束村)を完成させた。これらはすべて小規模火力発電所であり、電灯需要が高まっていたにもかかわらず拡張し難い都心にあったことに加え、火力発電にともなう煤煙問題の処理も課題となっていた。そのため東京電灯は各電灯局を1ヶ所に統合する計画で1897(明治30)年、浅草区南元町に石川島造船所製の発電機4基とドイツのアルゲマイネ社製発電機2基、合計6基の発電機を備えた当時としては抜きん出た規模の発電所を完成させた。このとき採用したアルゲマイネ社製の発電機が50Hzであり、このことが後に東日本一帯が50Hzに統一される起点になったのである(田村謙治郎[1941]pp.580-581)。

さらに高まる電灯需要を背景に、東京電灯は浅草火力発電所の増設に着手し、1902(明治35)

年から供給力を大きく増加させた(日本経営史研究所[2002]p.43)。

東京電灯に続いて設立された各地の電灯会社も電源は火力発電所が主力であり、1896年(明治29)年時点で確認される全国33の電灯会社のうち火力が23社、水力が7社、火水併用3社となっていた(東京電灯株式会社編[1936]p.168)。これを電灯数に換算すると火水の構成は火力97%に対し水力3%となり、火水併用分を考慮したとしても圧倒的部分が火力発電だったことが判明する。さらに草創期の最終段階の姿を示す1906(明治39)年の時点で火水の比率は、kW換算で火力66,101kW(72%)・水力25,195kW(28%)だった(橋川武郎[2004]pp.30-31)。ただし、急峻な山岳地帯を抱える中部地方では水力の比率が火力のそれをやや上回っていたことには留意しておきたい。

このように、草創期の電源構成は、徐々に水力発電の開発が進みつつも、基本的には火力を中心としていたのである。

### 3) 初期の水力発電と近距離送電

電気事業草創期の電源構成が火力を主体にし

表2 主要工業の原動機別動力(1907年)

(単位:馬力)

	汽力	電力	水力	ガス・石油
紡績業	43,284	1,317	369	98
製糸業	9,890	105	1,013	41
織物業	11,630	530	98	1,169
繊維工業計	65,170	2,028	1,480	1,423
機械製造	7,645	1,140	20	749
船舶車輛	4,975	6,083		44
金属材料	2,724	905	116	387
機械器具工業計	16,105	8,210	117	1,466
窯業	9,710	48	28	75
製紙業	9,431	450		18
肥料工業	2,413	224	6	76
化学工業計	34,732	889	50	1,748
金属精錬工業計	10,696	6,767	1,555	311
飲食品工業計	14,990	795	466	465
総計	237,233	31,373	4,005	8,350
(割合)	(84%)	(11%)	(1%)	(3%)

出典:『農商務統計表』(第24次)

ていたことは事実だが、水力開発もそれなりに進み、その後に水力発電が活発に展開するための基礎をなす、いわば先駆けとなる取組事例も確かにあった。

わが国の水力発電は、1890年代に自家用発電を中心に展開し始めた。水力開発を促す背景として、日清戦争にともなう石炭価格の上昇があった。日清戦前の1892(明治25)年に1ト、当たり1円90銭だった石炭価格は戦後の1897年には4円2銭へと3倍以上に値上がりしていた(電力政策研究会編[1965]p.25)。

そのような自家用水力発電の事例として、1890(明治23)年に運転を開始した下野紡績の発電所、足尾銅山の発電所をはじめとして、1894年に自家用発電により電灯を灯した神岡鉱山、1897年に運転を開始した小坂鉱山の発電所、1899年始動の郡山絹糸紡績の発電所などをあげることができるが、電気供給事業用の水力発電としては京都市の蹴上発電所がわが国最初の発電所とされている。これ以降、後述するように各地に水力発電による電気供給会社が設立されることになる。

水力発電が勃興してきたこの時期、大きな限界を抱えつつも、後の遠距離送電につながる特別高圧電線路による送電が開始されたことは特筆に値しよう。

すなわち、1899(明治32)年に郡山絹糸紡績と広島水力電気が特別高圧電線路による送電を成功させたのである(田村謙治郎[1941]pp.581-582)。

郡山絹糸紡績は安積疏水を利用しており、発電機はアメリカGE社製2,000ボルト60サイクルを2台据え付け、郡山までの約23kmを11,000ボルトで送電した。広島水力電気は黒瀬川を利用し、やはりGE社製の1,150ボルト60サイクル3台で、広島まで約26kmを送電し始めた。いずれの事例も送電距離は23km・26kmであり、20世紀初頭に大規模水力発電による都市への送電を可能にした

東京電灯駒橋水力発電所の76kmには及ばないものの、需要家の近隣地区に設けた火力発電所から配電する他なかった草創期にあって、都心部を離れた発電所からの送電、したがって個々の市町村の境界を超える送電を可能ならしめたことの意義は大きかった。

## 2. 伸長期の電気事業

わが国の電気事業は、東京電灯による駒橋発電所からの高電圧・遠距離送電が実現して以降、一挙に拡大期を迎える。本論では、電力の国家管理が開始される1939(昭和14)年までを大まかに電気事業の伸長期と捉えて検討を進める。

### 1) 遠距離高電圧送電の開始

わが国最初の電気供給会社である東京電灯は、前述のごとく、高まる一方の電灯需要に対応すべく浅草の火力発電所の拡張工事に着手し、さらにそれと併行して千住に巨大な火力発電所を建設し始める(電力政策研究会編[1965]p.50)。電気供給事業にとって電灯需要が主力であり、その電灯需要が都会に集中している以上、東京電灯が千住に大型の火力発電所を設け、そこに都心に散在する小規模な各発電所を集約しようとしたのは当然の成り行きだった。

ところが丁度その頃、電気事業のあり方を大きく変える送電技術がアメリカで確立されつつあった。50,000ボルトを超える高圧による遠距離送電が実現したのである。この技術をいち早く導入したのが東京電灯だった。

1907(明治40)年、東京電灯は山梨県桂川水系に出力15,000kWの駒橋発電所を建設し、55,000ボルトの電圧で76km離れた東京へ向けて送電することに成功した。

駒橋発電所の建設計画はもともと、1904年に東京電灯の社長が自費を投じて桂川水系の水利権を買収したことから具体的に動き出したという(電力政策研究会編[1965]p.57)。1897(明治

30)年に浅草集中火力発電所を完成させた直後の東京電灯では、固定資本比率が90%近くに達し、資金調達に苦慮していた時期だったことが背景にあったものと思われる。しかしそれにもかかわらず、東京電灯としては水力開発を急がざるを得ない事情を抱えていた。

まず第一に、日露戦争によって石炭価格の上昇には拍車がかかっており、火力発電に依拠した電気料金が上昇し、水力による電気料金との格差が著しく開いていた。日清戦後の1900(明治30)年時点ですら、火力による半夜灯10燭の月額1円20銭に対し水力50銭、動力では火力1馬力月額15円に対し水力が8円30銭と、いずれも火力による料金は水力のそれと比較してほぼ倍額となっていた(栗原東洋編[1964]pp.55-56)。火力による電気料金の割高感、日露戦争前後にはさらに高まっていたことは間違いない。

東京電灯が、延いてはわが国の電力開発が水力に向かうこととなる第二の要因は、都市部での火力発電所建設に関し所管官庁である逓信省が明確な抑制方針をとっていたことである。東京電灯は、1902(明治35)年に合併した品川電灯から引き継いだ芝発電所の増設計画を進めていたが、逓信省からストップがかかったために増設計画の断念に追い込まれた。この間の事情を東京電灯株式会社編[1936]は次のように記している。

「(芝発電所の……筆者注)第二期工事に着手したが、(中略)監督官庁に於ても市内発電に対し不許可の方針の下にこれが廃止を懲憑せらるる所があったので、三十八年二月の増設工事を中止し、更に進んで三十九年九月同発電所を廃止して芝配電所と改称するに至った」(東京電灯株式会社編[1936]pp.77-78)

以上のごとく、わが国電気事業の展開にとって電源の火力から水力への転換、すなわち、電源構成を火主水従から水主火従に切り替えること

は急務となっていたのであり、東京電灯駒橋発電所からの高電圧遠距離送電が開始されたことを契機に、水力発電にもとづく中・遠距離送電の方式は全国に広がってゆく。駒橋発電所の稼働で大規模発電・遠距離送電の端緒を開いた東京電灯はこれを契機に、浅草・千住の大型火力発電所の休止と千住発電所の水力化を図り、予備用の発電所として使用するようになった(電力政策研究会編[1965]p.58)。

これ以降、わが国の電源構成も火力から水力へとシフトし始める。いま試みに、火主水従から水主火従への電源転換が始まった頃の電源構成を表3によって見れば、日露戦後期にはすでに水力発電が圧倒的優位を占めていることがわかるが、肝心の落成済み発電所自体は1907年時点では火力の方がやや多くなっている。これに対し「未落成」とされる、建設中あるいは計画中の発電施設が、水力にあっては火力と1桁違う数値を示しており、旺盛な設備投資が水力に向けて投下された様子を伝えている。第一次世界大戦直前の1913(大正2)年には、落成・未落成とも完全に水力が主流の状況となった。

## 2)水力発電の展開と電気市場の拡大

表4に如実に表れているように、水力開発が進んだこの時期、わが国の電気市場は急速に拡大していた。大正期の15年間で電気事業者の数は、300台から700台へと倍増し、事業者の合計資本金額も3億前後から30億超へと急激に拡大しており、わが国がこの時期にすさまじい勢いで電化されていった様子が見てとれよう。電灯需要では需要家数が20万台から1,000万台超へと、飛躍的な伸びを記録した。電力需要の伸びはさらに著しく、換算電気力で1万2,752kWから379万2,163 kWへと急カーブを描いて拡大した(橘川武郎[2004]p.57)。

加藤木重教[1916]は明治末の電気事業の活況について、次のように述べている。すなわち、

「当時経済界は、四十年来不況打続きで新事



業の発起せられるもの極めて稀なりしが、  
 独り電気事業は四方に勃興し、人口約一万  
 以上の土地にして電気事業を営まざるもの  
 の殆んど之れあらざるの程度に普及し、更  
 に進みて人口七八千の小市街にして電灯一、  
 二千箇を点火し得べき見込ある地には、斯  
 業の経営不可能に非らずと為し  
 と。

表3 日露戦後期の電源構成

(単位:kW)

	火力(落成)	火力(未落成)	火力	水力(落成)	水力(未落成)	水力
1907(明治40)	29,466	8,437	21%	23,416	118,277	79%
1908(41)	35,386	4,612	19%	41,126	130,811	81%
1909(42)	36,860	21,917	23%	53,561	147,289	77%
1910(43)	52,140	17,749	19%	73,591	233,585	81%
1911(44)	59,530	48,984	17%	103,414	432,459	83%
1912(大正元)	78,811	38,452	17%	178,035	400,322	83%
1913(2)	6,327	82,724	13%	337,374	252,157	87%

出典：通信省電気局編『電気事業要覧』(1914年版)

表4 電気事業の推移(1907年~1931年)

	事業者数	資本金	払込資本金	需要家数	灯数
1907(明治40)	116	59,990,621	39,416,913	194,635	780,909
1908(41)	135	71,348,000	51,445,111	296,055	1,118,425
1909(42)	154	77,515,000	55,415,698	415,205	1,464,492
1910(43)	201	189,609,500	122,417,079	569,138	1,947,614
1911(44)	248	269,698,000	243,458,000	977,950	2,816,263
1912(大正元)	327	373,522,000	286,635,000	1,505,474	4,092,919
1913(2)	404	500,032,000	397,780,000	2,180,604	5,593,209
1914(3)	461	578,160,000	460,355,000	2,730,638	6,992,885
1915(4)	507	594,705,000	488,587,000	3,051,925	7,536,930
1916(5)	546	633,712,000	523,840,000	3,744,141	9,034,182
1917(6)	573	704,485,000	578,947,000	4,243,430	10,316,287
1918(7)	584	788,506,000	646,514,000	4,860,978	11,899,102
1919(8)	611	1,065,886,000	762,124,000	5,694,506	14,166,150
1920(9)	648	1,341,477,000	949,409,000	6,423,857	16,135,397
1921(10)	696	1,765,049,000	1,200,068,000	6,985,845	18,113,149
1922(11)	691	2,124,047,000	1,507,949,000	7,899,718	20,521,772
1923(12)	702	2,366,845,000	1,706,195,000	8,305,218	21,687,042
1924(13)	729	1,615,582,000	2,012,205,000	8,976,901	24,446,868
1925(14)	738	2,813,921,000	2,218,649,000	9,652,053	27,319,817
1926(昭和元)	732	3,187,231,000	2,453,588,000	10,165,739	30,158,427
1927(2)	728	3,524,199,000	2,677,153,000	10,547,235	32,322,090
1928(3)	720	3,740,905,000	2,868,717,000	10,847,432	33,908,317
1929(4)	732	3,984,816,000	3,019,222,000	11,170,618	35,892,230
1930(5)	733	4,098,984,000	3,180,810,000	11,352,372	36,838,349
1931(6)	733	4,143,043,000	3,234,181,000	11,446,539	37,412,610

1) 資本金・払込資本金の単位は円。

2) 電気事業者数・需要家数・灯数は通信省電気局編『電気事業要覧』(1939年版)、それ以外は『大日本帝国統計年鑑』(各年度版)による。

東京電灯駒橋発電所による遠距離高圧送電の開始後、1913(大正2)年には桂川電力が7万7,000ボルトで95kmを送電、1915年には猪苗代水力電気が11万5,000ボルトという、当時としては抜群の高電圧で東京まで225kmの送電を開始した(田村謙治郎[1941]p.600)。これらの事実は、大正期、特に第一次世界大戦の前後に、わが国に大規模水力発電が定着したことを示している。電気事業が水力発電ブームとも言うべき様相を呈するなか、各社は大資本を投じて大水力の開発にだれ込んだ。水力発電に向けた旺盛な投資が進行したのである。

日露戦後の1908年から第一次大戦が勃発する1914年までの期間には、外国企業との競争がない公益事業が一躍、民間設備投資の主役となり、とりわけ電力業の設備投資は最大だった(大石嘉一郎編[1985]p.397)。

### 3) 電灯市場めぐる競争

水力開発による大規模発電と遠距離送電の実現は必然的に、都市部の電灯会社の経営を圧迫する結果をもたらした。つまり、都会の電灯市場をめぐる競争が始まったのである。

東京では、1913(大正2)年から1917(大正6)年にかけて3電競争と言われる激しい競争が繰り返された。1908年・1911年にそれぞれ設立された日本電灯と東京市営電気事業が、東京電灯に競争を挑むかたちとなった(東京電灯株式会社編[2002]pp.189-206)。日本電灯は桂川電力から、東京市は鬼怒川水力電気から、それぞれ大規模な受電を開始し、有利な電気供給コストを活かして電灯需要家の獲得に乗り出したのである。東京電灯の側でもすでに駒橋発電所からの送電を開始していたから、これに挑戦することとなり、3者は値下げ合戦による熾烈な競争へと突入した。採算を度外視した値下げ競争に対し社会的な批判が強まった結果、渋澤栄一ら財界人の調停にもとづき、最終的に1917年、競合を避けた電気供給区域を設定した3電協定が締結され3電競争は

終結した(田村謙治郎[1941]pp.603-604)。

名古屋では、1906年に設立された名古屋電力が、木曾川水系で行う水力開発をもとに名古屋へ送電する計画を進めたことから、ライバルの出現を警戒した名古屋電灯が、名古屋電力を未開業のまま合併する事態が起こっている。関西では、淀川水系での水力開発を武器に、宇治川電気が大阪電灯と京都電灯に対し競争を挑んだが、大阪電灯・京都電灯ともに宇治川電気と電力需給協定を締結することで最終的に競争は回避された。

これに対し京都では、実際の競争が足かけ3年にわたり展開した。蹴上発電所の出力を増加させた京都市営電気事業が市内で電灯事業に乗り出したことから、京都電灯との間で需要家争奪競争が始まり、熾烈な契約獲得競争の末に京都市と京都電灯が営業協定を結ぶことで、ようやく競争は終息した。

このように、水力開発の進展は、主に都市部で電灯市場をめぐる電灯会社間の競争を引き起こしていたのである。

### 4) 電力行政と卸売電力会社の登場

以上のごとく、日露戦後から本格化する電源開発ブームにより、わが国の電気市場は電灯需要とともに電力需要も大きく伸長したことは先述のとおりである。工場の電化にともなうも電力需要の増大は特に、第一次大戦後に急拡大した。しかし、その中味を仔細に見れば、その発展過程にはそれなりに波があったことも確かである。

日露戦後以降に本格化する水力発電への投資が、発電所の完成によって回収段階を迎えるのは1910年代、元号が大正期に変わってからのことであるが、1910年代前半(明治末年～大正初年)の日本経済は実は停滞していた。特に1914(大正3)年7月に第一次大戦が勃発すると、日本経済は一挙に不況局面へと入ったために電力需給のバランスが崩れ、過剰電力問題が発生する。このときの過剰電力については、第一次大戦勃発翌

年からの好況と工場電化のさらなる進展を通じ、電力各社は辛うじて切り抜けることができたが、所管官庁の通信省は、電気事業の育成・助長方針を推し進める姿勢をとっていた。例えば、水力開発を積極的に奨励することで石炭消費を抑制する一方、産業用の電力供給に関し50馬力ないしは100馬力以上の需要家を対象に特別供給区域を設けたり、制限付電動力供給区域を設定して重複供給許可を与えたりした。

このような通信省の政策支援を背景に、大規模水力発電所を擁する電力会社が相次いで誕生したが、そこで特に注目されるのは、この時期に相次いで設立されたこれら電力会社が、大口電力を他の電気事業者へ販売するいわゆる卸売電力会社あるいは卸売を兼業する事業者だったことである。電気事業法が定義する電気事業者は、「一般ノ需要ニ応シ電気ヲ供給スル事業」か「一般輸送ノ用ニ供スル鉄道又ハ軌道ノ動力ニ電気ヲ使用スル事業」に限られていたので、これら卸売電力会社は厳密に言えば、事業法の埒外にあった。その意味で、1919(大正8)年の通信大臣による3卸売電力会社(日本水力・大阪送電・日本電力)の事業認可は、電気事業の育成を図るという政策意図の延長線上に位置づけられる「大臣の断」(電力政策研究会編[1965]p.96)だったのである。もちろん、一般の事業者とは異なる卸売事業者としての厳格な条件、すなわち、相互の電力流用・相互の送電幹線連絡・家庭用電気供給の原則禁止を明確にしたうえでの認可だった<sup>注2</sup>。

### 5) 電力市場をめぐる競争

水力開発と遠距離高電圧送電の実現は当然のごとく、電灯市場、特に都市の電灯市場をめぐる電気事業者間の競争を惹起した。生産即消費を原則とする電気の性質上、大規模発電によって生み出され都市部へ送電される電気は電灯需要者に向けて殺到せざるを得ず、この時期、東京・大阪・名古屋・京都といった主要大都市ではいずれも、激しい業者間の競争が繰り広げられた。

そして、業者間の競争は結果として、電気料金の低下をもたらし、電球の性能向上も相まって電灯市場のさらなる拡大へとつながっていった。各地で激しい需要家争奪戦を繰り広げた電気事業者は、電気需給協定や営業協定を結ぶなどして競争を回避しながら、場合によっては究極の競争回避である合併により競争に終止符を打つこともあった。第一次大戦後の反動恐慌以降は、通信省の合併促進方針もあり、電気事業の業界地図は目まぐるしい変遷をたどることとなった。

電力過剰から一転、第一次大戦ブームの影響で深刻な供給不足が生じた1917(大正8)年～1918年頃、通信省はまだ事業の育成方針を維持しており、供給区域の重複にはあまり拘泥せず事業の認可を与えていた。ところが、1920年に第一次大戦後の反動恐慌が起こるや、通信省の方針は合理的な発送電体制を目指し電力会社の合併を指導・奨励する政策へと様変わりする。1921(大正10)年に野田卯太郎通信大臣は地方長官会議に、電気事業の合同を希望する旨の文書を送って電力会社の合併促進を訴えた(東邦電力史刊行会[1962]p.81)。また具体的な行政措置として通信省は、電灯や小口電力については重複供給を認めず、大口供給に限って重複供給を許可する方針を明確にした(橋本寿朗[2004]p.83)。電気事業の新設を助長する方針から、合併・統合による合理化を推し進める方針へと転換したのである。

こうした政策を背景に、事業者間の競争は電灯市場から電力市場へと舞台を移し、遂には、1923(大正12)年からの10年間にわたり電気事業界で続き、社会的にも耳目を集めることになる「電力戦」へと至るのである<sup>注3</sup>。

例えば中部地方では1921(大正10)年、関西水力電気と名古屋電灯が合併して関西電気となって以降、翌年には関西電気と九州電灯鉄道の合併により東邦電力が誕生し、大正期のうちに13県にわたる供給区域を擁する大電力会社へと変

貌した。関東圏では東京電灯が1920(大正9)年に日本電灯を合併し、以後1925(大正14)年に至るまで13社を合併した。さらに1926(昭和元)年には関東を中心に50にもものぼる中小事業者を合併して供給圏を拡大していた帝国電灯を合併、次いで、愛知県以西に供給区域を持つ東邦電力の子会社だった東京電力(現東電とは無関係)を合併した。また関西地方では、1921(大正10)年に木曾電気興業・日本水力・大阪送電が合併して大同電力が成立したのをはじめとして、数々の合併・買収が進んだ。

### 6) 過当競争から統制へ

1920年代～1930年代(大正末年～昭和初期)に、激烈な企業間競争である「電力戦」を繰り広げたのは、当時“五大電力”と呼ばれた東京電灯・東邦電力・宇治川電気(以上は小売電力会社)・大同電力・日本電力(以上は卸売電力会社)であった。すでに述べたように、これら五大電力会社は逓信省の政策・方針を背景とし電力過剰という電気市場の状況のなかで生まれてきた大電力会社であり、「電力戦」は数々の合併・吸収の行き着いた先というべきであろう。

この「電力戦」が展開した大正末年～昭和初年の時期、電灯需要の伸びは明らかに鈍化し、頭打ちとなっていた。上述のごとく、逓信省が電灯用の電気供給について重複供給を認めない方針

へ転換したことの影響は大きかったのである。一方、電力市場をめぐって「電力戦」が進行していた間、電力市場は順調に規模を拡大していた。その第一の理由は工場電化がさらに進んだことにあるのは間違いないが、この間の農業電化も市場拡大に寄与していたことをここでは付言しておきたい。表5と表6の簡単な数字からだけでも、農業用の電力需要が急激に伸びていたことが判明する。昭和初年に、農業地帯を主な供給区域とする新潟電力の電力供給を用途別に示した表6によれば、同電力会社が供給する動力用電力の20%以上が農業用であり、この数値は同会社にとって最大の需要先である化学工業と遜色がない。この点を裏付けるように表5は、全国的にも大正末年から昭和初年にかけて据付けられる農業用のモーターが急増した様子を伝えている。

また、電源構成の観点で見ると、大正末年～昭和初年の時期、全国の発電量は約100億kWhから約200kWhへと倍増し、その原動力となったのはもちろん水力ではあったが、火力も伸びており、全発電量に占める火力の割合は、この時期に10%台から20%台へと高まっているのである。この事実を捉えて、「補給火力の増大で水火併用時代への出発点」(栗原東洋編[1964]p.175)と見なし、この後の電源構成の特徴である水火併用方式の起点と考えることには十分な妥当性がある。

表5 農業用モーター台数

	台数
1920 (大正 9)	680
1923 ( 12)	2,039
1925 ( 14)	4,690
1927 (昭和 2)	12,251

1)モーター台数は5馬力以下のもの。

出典：『農村電化優良事例集』(農村電化協会、1938年)

表6 新潟電力の用途別電力需要

(単位:kW)

	1930	1934
農 業	5,907	7,442
化学工業	6,733	8,574
紡績工業	2,477	2,821
金属工業	987	4,400
機械器具	300	994
窯 業	142	143
製材木工業	2,541	2,541
食料品工業	2,171	1,966
鋳 業	1,538	1,304
合 計	25,138	36,349

出典：栗原東洋編 [1964] p.195

る。

以上のように基本的に大正末年～昭和初年の時期には電力過剰が続いており、電気料金の値下げが相次いだ。この時期の電気料金値下げについては、電力会社間の競争だけでなく、一般需要家が値下げを求めて激しい運動を展開したことも影響していたことを見逃してはならない。いわゆる電灯争議と呼ばれたこのような運動は各地で頻発したが、電気事業者が供給区域を独占しているか、準独占状態にある地方では大きな紛争となっていた(通商産業省編[1979] pp.117-119)。特に各地の運動に大きな影響を与えたのが、1928(昭和3)年に富山県で発生した争議である。富山県の電気供給は富山電気(後に日本海電気に改称)がほぼ独占しており、三日市・滑川・東岩瀬を中心に組織された値下げ期成同盟は富山電気に対し、料金値下げを柱とした11項目の要求を突きつけたが、会社側が拒否したため料金不払いへと発展した。この状況に富山電気は料金の一部値下げに応じたただけだったので、不払い運動は拡大の一途をたどった。これに対し会社側が送電中止という強硬手段で応じたことから、事態はますます深刻の度を深め、社会問題化していった。こうして所管官庁である通信省が乗り出すこととなり、県知事を通じた調停案を提示することで、どうにか争議を沈静化させた。通信省の調査によれば、電気事業法が施行された1911(明治44)年から同法的大幅改正が実施された1932(昭和7)年までの間に、このような争議の結果、値下げを実施した事業者数は121にのぼったという(通商産業省編[1979] pp.117-119)。

各電力会社が電気料金の値下げに鎬を削った「電力戦」の結果、電気料金は低下したが、その一方では、当然のことながら電力会社の経営は著しく悪化した。例えば東京電灯は1928年からは減配を続け、3年後の1931年には3分配当がやっとの経営となり、東邦電力・大同電力なども同様

の状況に追い込まれていた。加えて1931年に犬養内閣が実施した禁輸出再禁止によって円の為替相場が崩落したため、資金調達を多額の外債に依存していた大電力会社は過大な利払いにも苦しむ羽目に陥ったのである。事ここに及んで、通信省や五大電力の主力銀行等の促しもあり、五大電力すべてが加盟する電力連盟が発足することとなった。後述のように、電気事業法の改正に際し通信省は供給区域の独占を打ち出し競争を抑制する方針をとったが、許可しないのは新規の重複供給に限定され、既存の重複供給区域はそのままだったから、既設の重複供給区域での競争を抑制するためには、どうしても業界の自主統制が必要だったのである(橋川武郎[2004]p.129)。

こうして1932(昭和7)年、電気事業法的大幅改正と電力連盟の発足により、法制度と企業経営の両面から、「電力戦」には終止符が打たれ、わが国の電気事業は統制の時代へと入ってゆくのである。

## II. 電気事業に関わる法制

戦前松本地方の電気事業展開の具体像を検討するのに先立ちここでは、電気事業と密接に関連する法制度を概観しておきたい。

電気事業は公共事業として位置づけられる分、他の産業と比べてより強い国家による管理・規制を受けているため、法律等による規定・規制を踏まえておくことが、地域での事業展開を理解するうえでも重要だからである。ただし、電気事業関連の法規類は電気工事・電気技術に関する規定を多分に含んでいるため、冗長に走るのを避ける意味でも、以下の叙述は本論の論旨との関係で、事業者の定義、事業形態、および供給区域(地域)に関わる部分に限定することとする。

## 1. 電気営業取締規則

わが国初の電気事業関連法規は、1891(明治24)年に制定・公布された電気営業取締規則である。この規則は、警視庁が通信省の承認をもとに警察令として発布した法令であることからわかるように、安全上の観点から電気に関する監督・取締を主目的としていた。この法規制定の契機となったのは、同年に開設後間もない帝国議会の仮議事堂が焼失したことだった。出火原因が不明だったことから漏電説が流布されたうえ、皇居の点灯が休止されたのにもなって東京市内の需要家もそれに倣い点灯を休止するという事態を受け、電気の監督・保安という保安上の対策が求められたのである(栗原東洋編[1964] p.117)。

同規則が制定されたもう一つの要因として指摘されるのが、いわゆる交直論争である。当時欧米では、交流と直流のいずれが発電に適しているのかをめぐって盛んに論争が展開しており、日本でも同様の論争が起こっていた。結論から言えば、電気事業の形態を一変させた遠距離高圧送電が交流方式では可能だが直流方式では不可能だという決定的な理由によって、発電方式は世界的に交流に収斂していったが、この当時、交流高圧の送電は人馬や人間にとって非常に危険だとの見解もあり、その観点からも電気事業を監督する法規の制定が促されたという(栗原東洋編[1964] p.117)。

日本では、技師長の主導により大阪電灯がアメリカのトムソンハウストン社製の交流発電機を採用する一方、東京電灯はエジソン社製の直流発電機に固執していたが、直流方式を押し進めたことで経営的に行き詰まったエジソン社が事実上トムソンハウストン社に合併されGE(ゼネラルエレクトリック)社が発足するに及び、東京電灯も交流方式への転換をはかり始めた(橋川[2004] p.43)。直流方式から交流方式へとシフ

トした東京電灯は徐々にGE社との関係を弱めながら、ドイツのアルゲマイネ(AEG)社との関係を強めることとなる。これに対し、交流方式に自信を深めた大阪電灯はトムソンハウストン社との関係をもとにGE社との関係を深めることでGE社製の60Hz発電機の輸入に傾倒し、アルゲマイネ社製の50Hz発電機に依存する東京電灯とは、周波数の点で違いを鮮明にしていたのである。このことが起点となり、西日本一帯に60Hzが広がり東日本では50Hzが主流になってゆく。

電気営業取締規則について本論と関連する範囲でいくつかの条項に触れると、まず第1条では、

「電気営業トハ電燈線又ハ電力線ヲ施設シ  
他人ノ需メニ應ジ電気ヲ供給スルモノヲ  
謂フ」<sup>注4</sup>

として、他者に電気を供給する行為を電気営業と定義し、そこでは自家用が除かれていた。ただし同規則の附則においては、

「自家用ノ為メ発電機ヲ据付公道又ハ他人  
ノ所有地ヲ以テ電燈線又ハ電力線ヲ施設  
セントスルモノ」

には同規則が適用されることを明確にし、自己の所有地のみに関わる自家用以外は取締の範囲と位置づけられていた。また、

「電燈線又ハ電力線」

という表現によって電灯と電力を使い分けており、当初から両者の区別が意識されていたこと、および

「他人ノ需メニ應ジ電気ヲ供給スル」、

すなわち一般の需要に応じるというよりも需要家のある程度特定する、特定供給の色彩が濃かったことも判明する。電力供給に関しては需要家の住所・氏名まで警視庁に届け出ることが義務づけられていたこと(第7条)から見ても、特定供給を強く意識していたことは明らかである。したがって、供給区域について地域を区切った明確な規定とはなっていなかった。

## 2. 電気事業取締規則

基本的に火力を主体とした電気事業の草創期にあって水力開発も徐々に進んでおり、自家用を目的に水力発電所を設けた最初の事例として、1890(明治23)年に水力発電を開始した下野麻紡績会社、同年に発電所が竣工した足尾銅山をあげることができる。これに対し、電気供給事業用としての水力発電所は、琵琶湖疏水工事に附随して建設され1891(明治24)年に送電を開始した蹴上発電所(京都市)が最初である。翌1892年には箱根電灯所が水力による電灯用の電気供給を開始、1893年には日光電力・浜松電灯の水力発電所が完成、次いで1894年には豊橋電灯・前橋電灯・桐生電灯・仙台電灯の各社で水力発電所が建設されている(田村謙治郎[1941]p.563)。蹴上発電所の始動以降1895年までに参入した16事業者のうち、7事業者は水力または水火併用であり、水力開発をとめないながら電気事業が日本各地に広がり出していた。

このような状況下、電気事業の認可は依然として地方別の枠組みで出される実情にあった。上記の電気営業取締規則にしてもあくまでも警視庁による警察令だったから、同様の取締規則が各地方庁によって制定されており(名称は「電気事業取締規則」の場合もあった)、電気事業が全国的広がりを見せるなか電気事業の監督・取締法制でも何らかの手を打つ必要が生じていた。

中央政府による統制・管理の必要を感じた政府は1893(明治26)年、通信省訓令第三号を発し、通信大臣の認可を前提とした電気事業の地方別認可へと切り替えた。すなわち、

「其管下(警視庁、北海道、府県……筆者注)ニ於テ電気営業取締規則又ハ電気事業取締規則ニ依リ出願スルモノアルトキハ其都度本大臣(通信大臣……筆者注)ノ許可ヲ得タル後之ヲ許可スヘシ」

として通信大臣による認可を基礎に各地方庁が事業を監督する統制構造にしたのである。電気事業の認可に間接的ではあるが、主務大臣たる通信大臣を介在させるという、いわば地方別認可制度を補完する方策を講じたことになる。

そのうえで政府は、電気事業の監督に関する全国的な統一法規の制定を目指して通信省に、学識者・警察関係者等からなる電気事業取調委員会を設け、中央政府による取締を基本とした電気事業取締規則の制定へ向けた動きを開始した。その結果、1896(明治29)年になって統一法規としての電気事業取締規則が制定されることとなった。全111条で構成されるこの取締規則について本論と関係する範囲で内容を見ると第1条では、

「此ノ規則中電気事業ト称スルハ電灯電気鉄道其ノ他ノ電力事業ヲ謂フ、但シ私設鉄道条例ニ拠ル電気鉄道ハ之ヲ除ク」

となっており、電気を供給する事業だけでなく電気を使用する一切の事業が電気事業と見なされていた。したがってこの規則では、先の電気営業取締規則では別の扱いを受けていた自家用も電気事業として一括され営業用との区別がなくなり、やはり同年に制定された「私設鉄道条例ニ拠ル電気鉄道電気取締規則」の適用を受ける電気鉄道のみが除外された。

また第23条では、電気事業の許可を得ようとする者は、

- 「一 会社又ハ事務所ノ名称
- 二 事業ノ目的
- 三 供給区域
- 四 発電所及変電所ノ位置並ニ其ノ位置ヨリ供給区域ニ達スル線路ノ経過地及略図
- 五 工事設計(原動機発電機ノ種類、箇数及馬力数、電気方式、線路ノ種類、変圧器ノ種類其ノ他必要ナル保安装置方法ヲ記入スルヲ要ス)」

を記載した書類を認可申請書に添付することが

義務づけられていたし、これらの一部でも変更しようとする場合も同様に通信大臣の認可を得なければならなかった。

添付書類として必要な事項に「供給区域」が盛り込まれ、この取締規則ではじめて一般供給を念頭に置いた「供給区域」という表現、したがって考え方が導入されることとなった。

なお、第20条は

「此ノ規則ニ拠リ通信大臣ニ差出ス書類ハ  
総テ所轄地方庁(東京府ハ警視庁)ヲ經由  
スヘシ」

と規定しており、法規自体は全国を対象とした統一規則ではあったが、依然として実質的には道府県が管轄する体制となっていたのである。

同取締規則は、技術上の取締、事業許可、事業の売買・譲渡を除けば全体として、電気事業そのものを規制するという色彩は薄く、ほとんどが保安面あるいは危険防止、および電気・電力の安定供給にかかわる業者の義務遂行に費やされている。したがって、供給区域の概念を明確に打ち出した以外は、基本的に営業取締規則と同様、保安対策を主眼とする規則だったと評価すべきだろう。

### 3. 電気事業取締規則の改正

電気事業取締規則は制定の翌1897(明治30)年、民間側の意見を取り入れるなど、早くも若干の改正が加えられた。その後、電気事業の急速な展開という新たな事態を受け、同法規は1911(明治44)年に電気事業法が制定されるまで毎年のように改正され続け、都合8度の改正を経ることとなった<sup>注5</sup>。

#### 1) 第一次改正(1897年)

1897(明治30)年には、規則制定の翌年にもかかわらず全110条にわたる大改正が行われた。本論との関連で言えば、まず第1条の事業者の定義が改正された。すなわち、

「此ノ規則中電気事業ト称スルハ電灯、電気

鉄道及其ノ他ノ電力事業ヲ謂フ 但シ私設  
鉄道条例ニ拠ル電気鉄道及船舶内ノ電灯  
及電力事業ハ之ヲ除ク」

として、基本的な電気事業の定義は変わらず、電気事業から船舶内での電灯・電力事業だけがのぞかれることとなった。また、第33条では電気事業の認可申請に際して添付すべき書類のうち、供給区域に関する部分が

「三 供給区域(自家用ニアリテハ使用区域)  
四 発電所及変電所ノ位置並ニ其ノ位置  
ヨリ供給区域(自家用ニアリテハ使用  
区域)ニ達スル線路ノ経過地及略図(縮  
尺凡二万分ノ一)」

と改正され、自家用の場合でもその使用区域を明確にするよう要請されている。一般供給の供給区域に対応し、自家用の使用区域という考え方が示され、電気をどこでどのようにしようするのかをさらに明確化する方向へと向かう規定となっていた。同時に、1897年の改正では安定供給に関わる部分について、改正前の

「(前略)一時間以上送電ヲ中止スル必要アルトキハ避クヘカラサル事変ニ原因スルモノヲ除ク外如何ナル場合ト雖其ノ中止セル電力ハ架空電線ニ於テハ五万「ワット」其ノ他ノ場合ニ於テハ二十万「ワット」ヲ超過セサル様予メ幹線ヲ施設スヘシ」

という、事業者にとって極めて厳しい規定を

「(前略)一時間以上送電ヲ停止スル必要アルトキハ其ノ原因火急ニ起リタル場合ノ外予メ関係需要者ニ停止ノ旨ヲ通知スヘシ」

に改め、需要家への通知で事足りることとなった。

#### 2) 第二次改正(1902年)

第一次改正から5年後、電気事業取締規則にはさらに全119条にわたる改正がなされ、その第1条では、

「此ノ規則ニ於テ電気事業ト称スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ



- 一 一般ノ需要ニ應シ又ハ営業ノ目的ヲ以テ電線路ヲ施設シテ電気ヲ供給スルモノ
- 二 軌道条例ニ拠ル電気鉄道ノ動力ノ為電線路ヲ施設シテ電気ヲ使用スルモノ
- 三 前各号ニ掲クルモノノ外電気ヲ供給又ハ使用スルモノ 但シ他ヨリ電気ノ供給ヲ受クルモノニシテ其ノ使用上ノ責任ヲ供給者ニ於テ負担スルモノハ之ヲ除ク

とされ、事業者の定義が明確化された。すなわち、電気事業に自家用が含まれることは変わらないが、「一般ノ需要ニ應シ又ハ営業ノ目的ヲ以テ」電気を供給する場合はすべて事業者と定義されるだけでなく、この第二次改正によってはじめて不特定多数に電気を供給する、一般供給という考え方が示されたのである。また、「営業ノ目的ヲ以テ」との表現が用いられたことから、解釈による判断の違いという余地を残しながらも、電気事業者に電気を供給する電気卸供給と、電気事業者以外の者が特定の相手に電気を供給する特定供給、これらも電気事業に含まれることになった。

事業の譲渡等に関わる第21条では、「事業ヲ譲渡セムトスルトキハ当事者ヨリ通信大臣ニ認可ヲ申請スヘシ」とし、改正前の「許可」から「認可」へ表現が変更されただけでなく、自家用については届出で済むこととなり、電気事業を育成・助長する環境へ一歩近づいていることを窺わせている。電気供給区域に関する規定は、電気鉄道事業者を除き、大きな変更はなかった。

### 3)第三次改正(1905年)

電気事業取締規則が3度目の改正を加えられたのは、1905(明治38)年のことである。第三次改正においては、電気事業の育成という観点が一層明確になり、電気事業の譲渡がより容易になるよう改正されることとなった。改正前の第

22条「電気事業ヲ譲受又ハ相続シタル者ハ被相続人カ此ノ規則ニ拠リ有スル権利義務ヲ承継ス」という条文に第22条の2として、工場抵当法によって競売の対象になった電気事業を一般の電気事業者が買収する場合には通信大臣の認可は必要ないこととなり、事業の買受けや譲渡が実現し易くなったのである。しかも、競売に際しては電気事業者以外でも、電気事業を目的とする株式会社であって7名以上の発起人による連帯責任者を揃えれば、通信大臣の認可なく事業の譲渡を受けることができるとの条項も加えられ、需要家保護と同時に、電気事業をも保護・育成しようとの政府の姿勢が見てとれる。

### 4)第四次改正(1906年)

電気事業の譲渡がより実現し易くなった第三次改正の翌年、それまでの事業の譲渡に加えて、事業の合併に関する規定がさらに第22条の3として設けられた。事業の譲渡については第21条の規定により、通信大臣に対する譲渡の認可申請が義務づけられ、譲渡が完了した時点での届出も規定されていた。

第四次改正では、電気事業の合併に際しても通信大臣への認可申請と合併後の届出が必要であることを明記していたが、より重要なのは事業相続の場合と同様に、合併後の存続会社または新会社は当該規則に規定されている消滅会社の権利義務を継承するとした点にある。何故ならこのことが、後の電気事業立法、特に1911(明治44)年に制定され1931(昭和6)年の大幅改正で本格的な事業規制法となった改正電気事業法の第26条「電気事業会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ合併ヲ為スコトヲ得ズ」につながってゆくからである。

### 5)第五次改正(1907年)

1907(明治40)年には、第88条にその2を追加するという1ヶ所の改正が行われただけだったが、その内容は、その後の電気事業の展開との関連で極めて重要な改正となっていた。第88条の2は、

「同一ノ家屋其ノ他ノ建造物ニハ二箇以上ノ電気事業者ヨリ電気ヲ供給スルコトヲ得ス(後略)」

と、同一の家屋・建造物であれば電気を供給する事業者を1社に限定することを規定した。電気事業の育成をはかろうとする一方で、電気事業者間の供給競争が懸念され始めたことを示しており、供給競争に対する制限を打ち出した最初の規定という意味で注目に値する。

#### 6)第六次～第八次改正(1908年～1910年)

1908(明治41)年以降の改正は、特別高压電気工作物と地中電線路、あるいは工事落成の際の届出、主任技術者の選出等に関するものであり、本論の主旨とは関連の薄い側面についての規定なので省略する。

## 4. 電気事業法の制定

### 1)電気事業法の成立経過

技術関連の条項を中心に電気事業取締規則の改正が繰り返されていた1910(明治43)年、政府は電気事業法案を第26帝國議会に提出した。一言で言えば、保安上からの監督を主眼としたそれまでの電気事業取締規則の体系が電気事業の実態と乖離し始めたことが背景にあった。政策の方向性が、保安対策から電気事業の保護・育成へと転換し始めたのである。そのことは法案の提案理由に、

「水力電気遠送事業ハ急激ナル進歩ヲ遂ゲ電気線路其他ノ設備上ニ多大ノ変革ヲ加フルト同時ニ一大革新ヲ見ルニ至レリ是ヲ以テ斯界ノ伸暢發達ヲ助け倍々電気ノ利用ヲ促進シ以テ産業ノ隆興ヲ図リ社会公共ノ福祉ヲ増進スル為之ガ監督保護ニ関シ適當ノ方法ヲ講ズルハ刻下ノ急務ナリトス、之ヲ泰西諸邦ノ趨勢ヲ察スルニ斯業ノ助長ニ必要ナル規定ヲ設ケ以テ産業ノ發達ヲ期図スルハ各国殆ド其撥ヲ一ニ

スルトコロニシテ今ヤ我国ニ於テモ亦之ト同一ノ機運ニ向ヘルモノト謂フ可シ」

と述べられている点に明瞭に表れている。

具体的には、

「事業ノ経営運行上ニ必要ナル規定ヲ設ケ電線路等ノ建設及保守ニ関シ或ハ他人ノ土地ニ立入り又障害アル樹木ヲ伐除スルガ如キ或ハ道路、河川其ノ他ノ公有物ヲ利用スルガ如キ又或ハ他人ノ地上ニ電線ヲ架シ若シクハ電柱ヲ建設スルガ如キ或ハ工事上障害アル他人ノ地中工作物ヲ移転変更スルガ如キ其業ノ為幾多ノ権利ヲ認ムルノ必要アリトス」

と述べ、電気事業の発展を期するために必要な限りで他者の権利を制限する方針を示したのである。この方針に従って、道路等の公共財使用に関わる手続きの緩和、あるいは土地収用法に規定された複雑な手続きの緩和等、

「事業ノ経営上諸般ノ権利ヲ認メタル」

内容となっており、その反面、

「独り利益ヲ専ラニセシムルノ弊ヲ防止スルハ監督上亦必要ノコトニ属スルニ抛リ電気供給料金ノ制限ニ関スル規定を設ケタリ」

と、電気料金の認可制を打ち出していた(料金認可制は制定時には実現せず)。

政府提出法案に関する衆議院での審議は、多少の表現変更を除けば、ほぼ料金認可制に集中した。政府原案に対する修正意見は概ね、政府が料金にまで干渉するのは不当だという主張に尽きた。料金が不当につり上げられる懸念はほとんどないので料金は当事者間の契約に委ねられるべきだという観点から、衆議院は原案を、従来の料金届出制に修正した。しかし、貴族院は衆議院とは全く反対の姿勢をとり料金認可制を支持したため、結論は両院協議会での採決まで纏れ込んだ。両院協議会では認可制への賛成票が反対票を上回ったにもかかわらず衆議院が同

意せず、遂に法案は廃案となった。

政府は第27帝国議会に再度、料金認可制を盛り込んだ法案を提出したが、やはり衆議院が発したことから、料金制度に関わる第6条を

「主務大臣ハ公益上必要アリト認メタルトキハ電気事業者ニ対シ料金ノ制限其ノ他電気供給ノ条件ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」

と修正することで1911(明治44)年に、料金属出制を基本とした電気事業法が成立した。

## 2) 電気事業法の内容

電気事業法は全22条からなり、比較的簡略な法令だった。

そのうち、電気事業者の定義に関わる第1条では、

「本法ニ於テ電気事業ト称スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一、一般ノ需要ニ応シ電気ヲ供給スル事業
- 二、一般運送ノ用ニ供スル鉄道又ハ軌道ノ動力ニ電気ヲ使用スル事業」

とされ、一般供給事業と鉄道・軌道の動力として電気を使用する事業が電気事業であることを明確にした。つまり、自家用が電気事業に該当しないことはもちろん、特定の使用者・事業者に電気を供給する場合は電気事業者とはならず、旧取締規則と比較して電気事業者の範囲はかなり狭く規定されることとなった。政策の目標を保安対策から方向転換する以上、保護・育成の対象とすべき事業とそれ以外の区別を明確にすることが求められるのは当然であり、より公共性の高い事業に限定して法規制の対象にしようとする姿勢が鮮明になっていた。また、第5条には、

「電気事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ」

と明記され、いわゆる事業開始義務が謳われた。ここからは、明治末期のこの時期すでに、利権目的に事業許可を取得しその譲渡によって利益を得ようとするケースが頻発していたこと、さら

にそのことを通じて公共の利益にも影響が及んでいたことを、明確に読み取ることができる。実際にそのような問題が顕在化していたことは、例えば、電力政策研究会編[1965]等で指摘されるとおりである。

## 3) 電気事業法施行規則の内容

電気事業法が比較的簡便な法令となっていた分、技術的項目や営業に関わる項目は施行規則に規定されていた。

営業関連についてはまず、第1条の事業許可申請にともなう必要書類の種類が注目されよう。

事業許可申請に際し、電気供給事業に関わる需要見込書類の提出を義務づけており、事業としての実現可能性および継続可能性を重視し始めた政府の姿勢が鮮明になっている。政府が、事業の実現性に対してそれなりに神経を使っていたことは、出願書類として、それまでにはなかった会社・組合等の定款、決議録、契約書等の提出が求められていた点からも窺うことができる。

そしてさらに重要なのは、水力発電の場合に要求される添付書類の中味について、

「水力ヲ原動力ニ使用セムトスルモノハ発電水力ノ使用ニ関スル当該官庁ノ許可書並命令書ノ謄本」を挙げ、管轄官庁発行の水利使用許可書を求める点は旧取締規則(第10条4項「水力ヲ原動力ニ使用セムトスルモノハ水利使用許可書類若ハ承諾書類ノ謄本」)

と同様だったが、その後段に

「未タ其ノ許可ヲ得サルモノハ其ノ願書ヲ当該官庁ニ提出シタルコトヲ証明セル書類」

と付け加え、水利使用許可を出願した時点で事業許可の申請が可能となっていた。水力発電所の建設・稼働に際しては不可欠だが複雑な手続を要する水利権について、その権利を取得する前の段階でも事業認可申請を可能にしたことは、認可から開業までの期間短縮を可能にし、迅速

な供給開始につながり得るという意味で、電気事業の育成・促進を念頭に置いた措置であった。しかし実際には、事業法の適用が続いた大正期の水力開発ブームのなか、事業認可を受けているにもかかわらず河水引用の許可が下りず、事業開始まで数年を要することになったり、発電所建設を断念せざるを得ないケースが相次ぐこととなる。事業法の想定を超えた電源開発が起こったからである。

一方、かかる事業育成方針とセットとなる公共事業者としての義務も一層明確に規定された。第50条には、

「電気供給事業者ハ需要者ニ対シ正当ノ理由ナクシテ電気ノ供給ヲ拒絶スルコトヲ得ズ」

として供給義務を単純明快に定め、さらに第51条において、

「電気事業者ハ供給点ニ於テ保持スヘキ一定電圧又ハ一定電流ヲシテ百分ノ四以上ノ変動ヲ起サシメサルコトヲ要ス 且電灯供給ノ場合ニ在リテハ技術上已ムヲ得サルモノヲ除クノ外光力ニ不定ヲ生セシメサルコトヲ要ス」

と明記し、事業者にかなり具体的な安定供給義務を課すこととなった。

電気事業法についていまひとつ指摘すべきは、供給区域に関する規定である。同法第2条は事業の認可申請に際して提出を義務づけられた起業目論見書の記載事項で、

「供給区域 特殊ノ事由アル場合ヲ除クノ外市区町村ノ行政区割ニ拠リ之ヲ設定スヘシ」

として、供給区域を市区町村単位で設定することが原則であると明記したのである。この点は、地域における電気事業者間の顧客獲得競争を検討する際の前提条件であり、本論の行論上からも留意する必要がある。なお、電気事業法では、旧取締規則で定められていた、競落や事業者の

合併に際し継承すべき権利・義務の規定は特に設けられておらず、この点は商法等の規定で代替させるための措置であった。

電気事業法施行規則はその後、1913(大正2)年(2度の改正)・1915年・1916年(2度の改正)・1921年・1925年・1926年と頻繁に改正された。それら改正の都度、発電所の構造や電線路、電圧等に関するより精緻な設計を求める内容へと変化しながら、電気事業法は1931(昭和6)年の大改正へと至るのである。

なお、1915年の施行規則改正は周波数の統一にも関わるものであり、戦後の長野県には50Hz・60Hzが混在することになったという事情もあり、簡単に触れておく。

1915年の改正は、それまでの発電機周波数および配電電圧が区々だったことを問題視した逓信省が、それらの統一を図ろうとして実施した。工事設計書に記載すべき事項として指定していた

「電気方式及送電線(送電線ナキ場合ニハ配電線)ノ最大電圧」

を

「周波数、送電線及配電線ノ最大電圧並需要者ノ端子電圧」

へと変更し、周波数の指導をも視野に入れ始めたことがわかる。

大幅改正以前の電気事業法下、電気事業界で惹起した電力戦・過剰電力・電力統制という諸問題との関連で最後に言及しておかなければならないのは、卸売電力事業に関わる規定であろう。

電気事業法は電気事業者を一般電気供給事業と一般運送用鉄道・軌道への電気供給事業に限定していたが(第1条)、第17条は、

「第一条ニ掲グルモノノ外電気ヲ供給又ハ使用スル事業ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ拠リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得」

とし、電気事業者の範囲をやや狭く定義したことからくる弊害を勅令によって補う措置を講じ

ている。第17条にいう勅令とは1911(明治44)年勅令第237号を指しており、そこには、

「重要ナル産業又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ為電気ヲ供給又ハ使用スル事業ニシテ通信大臣ノ認定ヲ受ケタルモノニ関シテハ電気事業法第三条、第五条及第六条ノ規定ヲ除クノ外同法ヲ準用ス」

と定められていた。「公益ノ利益トナルヘキ事業」へ電気を供給する事業が事実上、電気事業者へ電気を売る卸売電力会社を意味することは明らかで、事業許可・事業開始義務・料金等の公益命令の3点以外は卸売電力会社へも電気事業法が適用されるという準用規定であった。したがって、明治後期から徐々に台頭し始めた卸売電力会社もまた、実際には電気事業法の規制を受ける存在となったのである。

#### 4) 電気事業法の改正

電気事業法は、電気事業に必要とされる多大な投下資本額を考慮して、1927(昭和2)年に商法第200条の制限を超えて電気事業者が社債を発行し得るとの改正が加えられた後、1931(昭和6)年には全面的な大幅改正がなされた。

改正電気事業法について触れておく必要があるのは第一に、卸売電力の位置づけである。改正前の電気事業法下においては勅令による規定にもとづいて卸売電気事業を規制する法体系となっていたが、改正法では、電気事業を定義した第1条の3号として「前号ノ事業ニ電気ヲ供給スル事業」を一般電気事業と同列に扱うこととなったのである。卸売電気事業は旧法でも事実上、一般電気事業とほぼ同じような規制を受けていたとはいえ、例えば土地収用法の適用からははずれるなどの違いがあり、他の電気事業と同様の位置づけを与えられた意味は小さくない。

本論と関係する改正法の第二のポイントは、第17条の料金制度に関わる規定である。同条は、「電気事業者電気料金其ノ他供給条件ヲ設定シ又ハ変更セントスルトキハ命令ノ定

ムル所ニ拠リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」と規定し、明確な料金認可制を打ち出したのである。電気事業の統制という色彩を濃くした改正法だけに、それまで事業者が強く反発した料金認可制が遂にこの時点で導入されることとなった。

第三に指摘すべきは、譲渡・合併認可の問題である。

電気事業者がその事業を譲渡しようとする場合に通信大臣の認可を必要とするのは旧法と変わらないが(改正法第25条)、第26条で、

「電気事業会社ハ主務大臣の許可ヲ受クルニ非ザレバ合併ヲ為スコトヲ得ズ」

と定め、認可の対象となる合併相手を電気事業・準用事業・自家用に限定していたそれまでの規定を改め、広くすべての会社との合併について認可を要することとした。

最後に、改正電気事業法の大きな特徴である供給区域独占の問題に言及する必要がある。

電気供給区域について改正法は明確な条文を設けていなかったが、同法第32条で、電気事業に関する重要事項を審議するため電気委員会を設置することを定め、さらに1932年勅令第355号の電気委員会官制を通じ、電気委員会が供給区域並びに特定供給の許諾基準を決定することとなった。したがって、あくまで行政運用によって供給区域の独占を制度化したことになるが、独占と言っても、新規の重複供給を認めないという措置なので、認可済みの供給区域、特に大口電力に関しては重複供給問題が継続せざるを得なかったのである。

### Ⅲ. 松本地方の電気事業

わが国電気事業の展開に関する以上の概略を踏まえここでは、戦前松本地方(ここでは基本的に、現代の松本市域とする)の具体的な電気供給事業の定着過程を跡づけることとする。

電気事業法が制定された明治末期から電力の国家管理が始まる1939(昭和14)年までわが国の電気事業は、基本的に市町村単位で供給区域が設定されていた。つまり、多くの民間電気事業者の電気供給先は市町村単位で認可されていたから、戦後長らくわが国の電気事業編成を特徴づけた9電力体制、したがって9ブロックごとの独占体制とは著しく異なっていた。その点に留意して、各電気事業者の具体的な動きを検証し

よう。

まず、長野県全体で電気事業者数がどのように変化したのかを、表7に示しておいた。大正期を通じて事業者数が急速に増加し、大正末年から昭和初年にかけてピークを迎えるという全国的な傾向は、長野県においてもまったく同じだったことが判明する<sup>注6</sup>。なお、同表に現れている長野県の事業者とは、長野県に供給区域を持つ事業者であり、必ずしも本拠地(史料中の表現では「事務所」)を長野県に置く企業とは限らない。

表7 電気事業者数の推移

	長野県	全国
1905 (明治38)	6	77
1906 ( 39)	6	76
1907 ( 40)	6	89
1908 ( 41)	8	104
1909 ( 42)	8	111
1910 ( 43)	8	122
1911 ( 44)	8	204
1912 (大正元)	7	521
1913 ( 2)	9	540
1914 ( 3)	10	601
1915 ( 4)	13	619
1916 ( 5)	18	628
1917 ( 6)	15	668
1918 ( 7)	16	719
1919 ( 8)	17	763
1920 ( 9)	20	834
1921 ( 10)	19	840
1922 ( 11)	27	816
1923 ( 12)	40	788
1924 ( 13)	41	823
1925 ( 14)	41	814
1926 (昭和元)	43	810
1927 ( 2)	44	795
1928 ( 3)	45	798
1929 ( 4)	41	790
1930 ( 5)	39	779
1931 ( 6)	38	773
1932 ( 7)	43	850
1933 ( 8)	45	843
1934 ( 9)	44	830
1935 ( 10)	41	818

出典：長野県の事業者数は「長野県統計書」(各年版)、全国は「電気事業要覧」(各年版)による。

## 1. 松本電灯(中央電気)

### 1) 松本電灯の発展過程

電力国家管理が実施されるまで、現松本市の市域に電気を供給していた事業者は、松本電灯・安曇電気・山辺電気・東筑摩電気・奈川電灯の5社である。そのうち松本電灯は最も早い時期に事業を開始し、松本地方の電気供給の先駆けとなった。

松本電灯は1899(明治32)年に、入山辺村の薄川上流に設置した薄川第1発電所から松本市街地へ電気供給を開始した。これが松本地方で最初の電灯点灯であり、東京電灯が一般供給を開始してから12年後、長野電灯が事業を開始してから2年後のことだった。もともと事業許可自体は1896(明治29)年に取得しており、発電所建設等の準備にほぼ3年を要したことになる。

開業当初、松本電灯の電気供給先は、当時の松本市および隣接する東筑摩郡本郷村の横田・浅間地区のみだったが、徐々に供給範囲を拡大し、薄川第二発電所が完成した1911(明治44)には同郡塩尻村・芳川村・里山辺村・松本村への供給も始まった。わが国の電気事業が拡大期に入ったのと歩調を合わせて松本電灯も、着々と電気事業者としての基盤を固めていったのである。この間、1909(明治42)年には山崎庄十郎に代わって、当時最大の生糸メーカー片倉組の幹部であり、

松本商業会議所の会頭でもあった今井五介が社長に就任している。松本電灯は1922(大正11)年には新潟の上越に本拠を置く越後電気と合併し中央電気となるため、1922年までの松本電灯の需要家数・灯数の推移を示した表8からは、極めて順調なテンポで事業を拡大させていったことを読み取ることができる。需要家数では大正期

に入り契約数を一気に伸ばし、大正期の10年間で需要家数・灯数ともにほぼ3倍増となり、中央電気となった大正期後半にはさらに多くの需要家を獲得するに至った。電灯の普及を追い風に灯数はほぼ10倍増を記録したのである。参考のため、長野電灯の数値も示しておいたが、大正期に大きく事業を拡大させている点は、松本電灯

表8 松本電灯の営業状況

	松本電灯		長野電灯	
	需要家数	灯数	需要家数	灯数
1905 (明治38)	749	2,250	938	4,730
1906 ( 39)				
1907 ( 40)	1,378	4,501	3,082	10,355
1908 ( 41)	1,745	5,783	5,894	12,273
1909 ( 42)	2,057	6,893	4,766	12,853
1910 ( 43)	2,348	7,974	6,168	16,500
1911 ( 44)	2,800	9,033	6,856	20,202
1912 (大正元)	5,090	17,392	8,614	27,171
1913 ( 2)	6,113	17,916	13,457	39,324
1914 ( 3)	6,598	19,507	16,645	45,261
1915 ( 4)	6,858	20,634	16,014	43,277
1916 ( 5)	8,630	20,693	18,076	50,649
1917 ( 6)	10,085	26,409	19,662	62,887
1918 ( 7)	14,163	28,761	21,466	60,759
1919 ( 8)	15,778	44,079	26,698	96,238
1920 ( 9)	16,032	47,982	30,514	100,364
1921 ( 10)				
1922 ( 11)	15,852	81,897	36,938	170,733

出典：『長野県統計書』（各年版）

表9 松本電灯の経営状態

(単位：円)

	払込資本金	資本金	収 入		収入計	支出	差引 収支
			電気	その他			
1905 (明治38)	118,000	150,000					
1906 (明治39)							
1907 (明治40)	150,000	284,000					
1908 (明治41)	150,000	150,000					
1909 (明治42)	175,000	200,000					
1910 (明治43)	175,000	200,000	52,745	3,471	56,216	30,197	26,019
1911 (明治44)	200,000	200,000	56,159	8,615	64,774	35,978	28,796
1912 (大正元)	275,000	500,000	70,156	13,400	83,556	66,623	16,933
1913 (大正 2)	350,000	500,000	105,980	4,806	110,786	79,116	31,670
1914 (大正 3)	350,000	500,000	116,320	11,394	127,714	89,805	37,909
1915 (大正 4)	350,000	500,000	132,781	5,325	138,106	83,055	55,051

出典：『長野県統計書』（各年版）

と共通している。

この時期は総じて長野県の電気事業者の経営は好調であり、松本電灯の対払込資本金利益率は大正初年ではほぼ10%を維持しており(表9を参照されたい)、この後もさらに利益率を高めることになる(中部電力電気事業史編纂委員会編[1995]pp.139-141)。

## 2) 松本電灯の電源開発

このように一見では順調な発展を遂げたように見える松本電灯だったが、実は供給電力を自前で賄うことができない状態が続いていた。薄川に2つの発電所を設けたにもかかわらず、松本市白板町にある変電所を通じて安曇電気から100kWの供給を受けていたのである。安曇電気からの受電は1917(大正6)年まで続き、その間、諏訪電気への売電も開始した。他事業者からの受電により発電力を補っているにもかかわらず、反面では余剰電力の処理にも奔走しなければならない、電気事業の難しさを垣間見ることができよう。なお、松本電灯からの電気供給を受けた諏訪電気とは、東京に本拠を置き1904(明治37)年に事業を開始した電力会社であり、大正期に拠点を下諏訪町に移し、諏訪郡一帯の町村と中南信地区の電気事業者へも電気を供給していた電気事業者である。

大正期後半になると松本電灯の発電力はいよいよ逼迫してきたようで、1920(大正9)年からは諏訪電気・安曇電気の双方から電気供給を受けるようになった。

一方、松本地域へ供給するための十分な発電力を確保すべく、水力開発の努力も進められていた。松本電灯社長である今井五介は1916(大正5)年、「大正電気工業」の発起人として他の5名と名を連ね、南安曇郡烏川村の烏川の河水引用を長野県に申請した。この申請に際して発起人総代を務めたのは、松本電灯電気技師長の三浦巽なる人物であり、「大正電気工業」は明らかに松本電灯と密接な関係をもちつつ、松本電灯の発

電力を補完する目的で設立が計画された。この申請からおよそ1年半後、烏川村をはじめ南安曇郡の地元各村長は連名で、

- ① 飲用水・農業用水の両面に影響する
- ② 貯木場が使用不能になる
- ③ 流木・営林上でも影響がある

との理由で同意できない旨の意見書を長野県に提出し、「大正電気工業」の烏川発電所計画は頓挫した。

「大正電気工業」は烏川の申請とほぼ同時に、東筑摩郡宗賀村の奈良井川についても河水引用許可の申請をしており、水利権を求めて旺盛に活動していた。2年後に奈良井川での申請を取り下げる際の申請書では、

「大正五年七月二十七日附ヲ以テ大正工業電気(ママ)株式会社発起人今井五介外五名ニ於テ出願仕候長野県東筑摩郡宗賀村奈良井川河水引用許可願ノ儀」

を取下げると記されているだけで取下げの理由は明確でないが、恐らくはやはり河水利用をめぐる地元宗賀村の承諾を得られなかったものと推測される。

明治末から大正期にかけて起こった水力開発ブームは、水利権獲得をめぐる電力会社間に激しい競争を強いる結果となった。松本電灯も例外ではなく、水力発電の前提となる水利権を求め躍起にならざるを得ない状況に追い込まれていた。東京芝区に本社を置く明治水力電気が北安曇郡の高瀬川筋の水利権を取得し、松本市への電気供給を計画していたからである<sup>注7</sup>。

この頃に松本電灯が行った河水引用申請は上記2件だけではない。烏川・奈良井川の両計画と全く同時期の1917(大正6)年に、やはり今井五介・三浦巽を中心とする10名が「梓川電力」として、犀川支流の梓川の河水引用願いを提出しているのである<sup>注8</sup>。梓川電力の発起人は松本市在住の折井政之丞・名越重孝・伊藤文七・小原倍吉郎・佐原市右衛門・池田六衛の6名、および諏訪郡平野



村の今井五介(松本商業会議所会頭ではあるが、正式の登録住所は平野村)をはじめ諏訪郡の11名となっており、松本の有力商人と今井五介の人脈に連なる製糸業者たちが結集して、電源確保に動いたことは明らかである。

梓川電力に梓川使用の許可が下りるのは、かなり後の1929(昭和4)年のことであり、しかも、特定の事業者にのみ電気供給する特定電気供給事業者としての認可であった。もちろん、その供給先は松本電灯の後身、中央電気だった。

### 3) 松本電灯と越後電気の合併

以上の経過を念頭に置けば、1922(大正11)年に松本電灯が新潟高田の越後電気と合併したのが、水利権と無縁でないことは容易に推測できる。

松本電灯と合併する越後電気は、1906(明治39)年に「上越電気」として事業認可を受け、翌1907年から開業した事業者で、明治期末年には中頸城郡高田町・直江津町を中心に十数町村に電気供給していた。1911(明治44)年に「越後電気」と改称し、翌年には糸魚川電気と合併した。明治末年には長野県下水内郡飯山町に変電所を設け、新潟県に加え長野県下高井郡・下水内郡の数ヶ村へと供給区域を広げており、松本電灯と合併する時点では、関川水系に6つの発電所を持っていた。松本電灯と合併するまでの詳細な経緯は定かでないが、合併時には副社長、その数年後には社長に今井五介が就任していることからすれば、松本電灯社長の今井五介が主導した合併である可能性が高く、折しも、通信省が電気事業者の合併を強力に推し進めていたという背景も忘れてはならない。

松本電灯と合併し「中央電気」となってから、1924(大正13)年に新潟県の早川電気と合併し、1929(昭和4)からは松本支社を設けている。最終的には国家管理下で中央配電に合流し、その系譜は戦後の中部電力へと連なる。

## 2. 安曇電気

安曇電気は、1904(明治35)年に事業免許を受け、'04年に事業を開始している。早い時期から供給区域としていた東筑摩郡島内村をはじめ、当初は北安曇郡池田町と南安曇郡穂高村・豊科村への供給を担っていた。比較的電力供給が多い事業者で、大正期には南安曇郡有明村の中房川に5発電所、犀川に1発電所を持っており、豊富な電源を活かして大正期以降は供給範囲を広げ、南北安曇郡一帯と東筑摩郡の数ヶ村を供給区域とするようになった。1912(大正元)年には東筑摩郡中川手村・東川手村へ、さらにその数年後の供給先は、同郡五常村・会田村・本城村・坂北村・麻績村・坂井村へと広がっている。

安曇電気が、事業開始直後から松本電灯へ電気を供給していたことは前述のとおりである。本論が大きく依拠した通信省電気局編纂の『電気事業要覧』には、安曇電気から松本電灯への電気供給は松本市白板町にあった変電施設を受電地点としていたことが記されている。ただし、そこでは年版によって「安曇電気変電所」、「松本電灯開閉所」、「松本電灯配電所」と様々な記述がなされているが、安曇電気が設けた白板変電所内に松本電灯の配電設備があったと考えて大過ない。

松本電灯から数年遅れて事業を開始した安曇電気は当初から松本市白板町に変電所を設けていたから、そこに隣接する東筑摩郡島内村を最初から供給区域としており、電源不足に悩む松本電灯が白板町変電所を経由して安曇電気からの供給を受けた、という構図である。松本市および近隣地域への電気供給を目指す松本電灯は、いわば安曇電気の脅威に晒されていたのであり、松本電灯の電源開発・確保は焦眉の急であった。

ところで、安曇電気の有明村宮城発電所が設置していた発電機は50Hzであったのに対し、松本電灯は60Hzの発電機を採用していた。松本市

白板町の変電所は、電気の周波数を50Hzから60Hzへ変換する役割も果たしていたのである。

### 3. 東筑電気

東筑電気は1914(大正3)年に事業免許受け、1916年12月に事業を開始した。東筑摩郡新村の上條信が社長を務め、東筑摩郡朝日村の鎖川に発電所を設置して、東筑摩郡の朝日村・今井村・山形村・笹賀村・神林村・片岡村・和田村・新村・波多村・洗馬村および南安曇郡安曇村へ電気を供給していた。

東筑電気の活動は、1913(大正2)年7月、上條信と原伝一(東筑摩郡和田村)が鎖川の河水引用の申請をしたところから始まる。鎖川の水利権を申請するに当たり上條・原の両人は、

「(前略)水力豊富ニシテ最モ工事之容易且ツ何等ノ故障ナキ鎖川ノ水力ヲ利用シ以テ自家工業用トシ其余力ヲ以テ可及的低廉ナル電灯電力ヲ需要者ニ供給致シ度候(後略)」

と述べ、さらにそこで言う「自家工業」がカーバイド(当時は「カーバイト」と呼ぶのがわが国では一般的だった)製造であることを、

「目的 カーバイトヲ製造シ余力ヲ以テ電灯及動力ヲ供給スルコト」

とし、工場を東筑摩郡塩尻村大門に置くと、具体的に表明している。さらに電気供給区域および発電出力については、

「東筑摩郡ノ中朝日、洗馬、今井、山形、波多、和田、新、神林、笹賀、宗賀、広丘、片丘ノ各村 発電力 三百キロワット」

としていた。したがって当初は、カーバイドの製造も企図していたのである。

水利権申請の翌年、東筑電気の発起人構成は新たに7名の体制へと変わり、以下のような申請がなされた。すなわち、

「鎖川河水引用許可申請者式名ニ有之候処、

今回左記之通り七名ニ於テ起業致シ度候間、御加入被成下度段願上候也

発起人

長野県東筑摩郡新村 上條 信  
 同県 同郡 同村 新村 為一郎  
 同県 同郡 同村 新村 竹丸  
 同県 同郡 同村 新村 金太郎  
 同県 同郡 和田村 岡島 清九郎  
 同県 同郡 同村 上條 春治  
 同県 同郡 同村 原 伝一」

となっていた。当初の申請人兩名を含めた7名の発起人に改められ、同時に、当初申請の内容も以下のように変更された。

「 変更願

目的及ビ供給区域ニ於テ左記ノ通り変更致シ度候間至急御許可被成下度此段申請候也

- 一 目的変更 目的ニ於テ初メ「カーバイト」製造及電灯電力供給ノトコロ第一期事業トシテ電灯電力ヲ供給シ「カーバイト」製造ハ会社成立後第二期工事ニ変更ス
- 二 供給区域ノ変更 供給区域ハ拾ニケ村出願ノ処先ツ以テ左記ノ六ケ村ニ留メ第一期トシテ供給シ漸次許可ヲ得テ供給ス 朝日村、山形村、今井村、笹賀村、神林村、片丘村ノ六ケ村」

こうして東筑電気は1914年4月に河水引用の許可を得たが、又しても計画変更を願ひ出ることとなった。変更の理由は、

「使用水量ニ於テ当初ノ計画ト多大ノ齟齬ヲ来シ」

たためとして、さらに6ヵ月間の延長を申請している。認可後6ヵ月以内に開業することが条件だったことから、事業認可取得から6ヵ月後にやむなく変更申請に至った。同時に予備発電所として、鎖川に附随する船澤という溪流の河水引用も申請した。予備の河水引用は即座に認められ、2年後に漸く電気供給に漕ぎ着けたのである。

鎖川発電所を拠点に開業に向けて準備を急いでいるにもかかわらず、鎖川発電所の出力は需要には到底及ばないことが明らかだったようで、東筑電気は電気供給を開始する前の1916(大正5)年3月、島々川の河水引用を申請した。しかし、ほぼ同時に松本電灯も同水系での発電所建設を申請していたことから、長野県が介入・指導にあたり両社の申請を取り下げさせて、新たに諏訪電気に発電所の建設を命じたという(安曇村誌編纂委員会[1998]p.281)。かかる経過があり、諏訪電気は東筑電気の事業開始以降、同社に電気を供給することとなった。

東筑電気の島々川発電所計画が頓挫するに際しては、関係者からの同意が得られなかったことも影響していた。

地元自治体の安曇村は、

「島々部落ノ引水路及島々谷ヨリ産出スル薪材等ノ流出ニ支障ナキ限り他ニ差支無之ト被認候」

として同意し、南安曇郡長も

「一 灌溉其他水利ニ関スル既許可事業無之候モ同島々川ノ下流梓川河水ハ本郡過般住民ニ於テ専ラ飲用水及田畑ノ灌溉ニ供スルヲ以テ河水使用ニ就テハ水量ヲ減セサル様設備シ又発電所設置ノ為メ衛生並ニ農作物等ニ影響無之様出願者ニ相当設備セシメラレ度ト存シ候

二 筏ノ通航漁業及名勝等ニハ格別支障ナキモ河水引入程度如何ニ依リテハ薪材川下ニ多少支障可有之ト存シ候」

と回答している。

使用水量次第では薪材の運搬に影響があるかもしれないと、多少の懸念を表明しながらも、東筑電気の河水引用にはほぼ同意していた。しかし、島々川の関係者として、近隣の林区を管理する東京大林区署が、次のように反対姿勢を示したのである。すなわち東京大林区署長は、

「出願ノ箇所ハ当署ニ於テ目下薪材ノ川下シ為シ居ル義ニ付左記ノ設備ヲ為サシメサレハ事業上支障有之候

- 一 堰堤ノ中央ニ木材管流ヲ便ナラシムラ為六尺巾深一尺五寸ノ放水口ヲ設クルコト
- 二 放水口ノ水敲ニ沈床ヲ設ケ河床ノ掘ルルヲ防止スルコト
- 三 万一渴水ノ為木材管流ニ支障アル場合ニハ事業ヲ停止スルコト
- 四 引用水路ニ薪材ノ流入セサル様取入口ノ前面ニ柵ヲ設クル事」

と述べ、多方面から条件を付した。これらの要求にすべて応えることは、鎖川発電所建設を終え、供給事業を開始したばかりの東筑電気には手に余ったようで、最終的には1917(大正6)年12月になって申請を取下げた。その後、島々川の発電所は1920(大正9)年に、東筑電気への供給者でもある諏訪電気の手によって完成した。東筑電気はその後、1929(昭和4)年に中央電気と合併して消滅した。

## 4. 山辺電気

山辺電気については、ほとんど史料が見当たらず、中央官庁による統計等からその動きを把握する他ないが、概ねの経緯は判明する。

山辺電気の活動は、もともとは山辺電気合資会社として開始された。1913(大正2)年に東筑摩郡入山辺村の北澤(川)の河水引用許可を得、1915年には電気事業の認可を取得したにもかかわらず、計画の進捗状況は芳しくなく、1917(大正6)年に山辺電気合資会社は、その権利と施設いっさいを山辺電気株式会社へ譲渡<sup>註9)</sup>、事業の経営は新株式会社へ移った。合資会社の無限責任社員は花岡佐宗次、他の有限責任社員は山田喜和次・遠山庄吉・相原幸太郎・水城高次郎・浅澤源一郎だった。新たに経営を引き継いだ株式

会社の発起人は8名、代表者こそ東筑摩郡里山辺村の花岡佐宗次だったが、他の発起人は東京市の松木留吉・青山祿郎・岡田顕三・中内春吉・岩上照雄・平野哲五郎・関口善吉と、すべて東京在住の発起人申請だった。しかし、申請の翌年になっても計画は進捗せず、山辺電気株式会社は、次のような落成時期延長願を設立の年1917年10月に提出した。やや長文だが、その後の経過が判明するので、紹介しよう。

〔(前略)欧州戦乱ノ影響ヲ蒙リ水車附属器購入困難ノ為メ本年二月五日延期出願ト同時ニ工事ヲ中止シ松本電灯株式会社等ニ電力供給契約方協議ヲ開始致候処、三月五日(中略)内務部ヨリ右電力供給契約書添付提出スベキ旨御示達相成候モ当時合資会社事業ヲ株式会社へ譲渡手続中ニテ右終了後契約締結可致旨三月八日及回答候。然ルニ電力不足ノ情態ノ為メ松本電灯株式会社ト契約不能ナル事八月上旬ニ至リ決定致候ニ付此上ハ当初ノ目的通り発電工事遂行ノ必要相生シ候ニ付八月十五日発電工事設計変更併ニ落成期限延期ノ義出願ト同時ニ工事再着手ノ準備ヲ整へ原設計中変更ノ及ボサザルモノニ対シ九月一日再着手致シ候ニ依リ同日附ヲ以テ着手及届出次第ニ有之候段、及御回答候也〕

と述べている。すなわち、第一次大戦の影響で設備購入に困難を来たしたため工事を中止し、松本電灯から電力供給を受けようとしたが、折からの電力不足で契約が結ばず、当初の計画通り工事に再び着手する。については、発電所の完成が遅れるので、その許可を得たいとの主旨であった。

発電所自体は同年12月に、多少の設計変更をとめないながらも完成し、翌1918年から供給を開始した。供給区域は、発電所付近の東筑摩郡入山辺村・中山村・壽村の3ヶ村だった。開業当時

の代表は平野哲五郎、1919年からは水城任次、1929(昭和4)年からは河西茂方が務め、1931(昭和6)年の統計以降、山辺電気の名は見当たらない。

## 5. 奈川電灯

奈川電灯は、1923(大正12)年に西筑摩郡奈川村のみを供給区域として開業し、一貫して奈川村への電気供給だけを担った電気事業者である。

1919(大正8)年、東京の梓川水電が奈川村を流れる大示川・大白川の河水引用許可を申請した。梓川水電とは、大倉財閥の創始者で日本財界の重鎮でもあった大倉喜八郎ら17名が発起人となって設立しようとしていた電力会社で、同年中に横浜電気を発起人に加え、翌1920年に京浜電力として発足した。横浜電気は電力不足に苦しんでおり、資本金2,000万円で発足した京浜電力の株式のうち30%を保有したという事情もあり、京浜電力の発電所が完成した暁にはその電力の卸供給を受ける計画だった(日下部金三編[1926] pp.1-15)。申請を受けた長野県は同年、地元自治体である奈川村に意見を求めたが、奈川村は断固拒否の態度をとった。すなわち、奈川村は公有林・私有林をもとに林業を主体とした村であり水力発電所ができれば、

「材木ノ価格ニ大影響ヲ来スヤ明カニシテ本村ノ死活問題ナリトス。依ッテ運材ニ関シ本村ノ了解ヲ得ル程度ノ設備ヲ講ゼサルニ於テハ、絶対ニ許可セザルコトニ取計ラレタキコト」

との回答書を村長名で提出した。京浜電力の申請と同年の1919年には、名古屋に本拠を置く名古屋電灯・木曾電気興業も木曾川の河水引用を申請しているが、名古屋系両社の計画に関して奈川村は、町村公益維持についての契約書を取り交わしていた。

このような状況下で、古幡繁太郎ら7名が発起人となり奈川電灯株式会社を設立し、黒川の河

水引用を申請したのである。奈川電灯の計画に対し奈川村議会は、利用してもすべてに影響がないと回答し、上記2件の申請とは全く違う態度をとった。奈川電灯の創立に関し、

「村民一同、陰ニ陽ニ会社ヲ援助シテ工事ノ進捗ニ努メタル結果」(奈川村誌編集委員会編[1994]pp.340-341)

と村事務報告書に記載され、奈川電灯創立の際には前村長の斉藤縫喜が社長に就任していることから、奈川電灯が、県外電力会社の進出に対抗するため奈川村の総意で設立された会社であることは明らかだろう。

なお、名古屋電灯・木曾電気興業による木曾川の河水引用申請は、1921(大正10)年に認可された。このうち木曾電気興業は後に大阪送電・日本水力と合併して卸売の大同電力となり、関西配電を経て戦後は関西電力へ合流する。京浜電力も1923(大正12)年に東筑摩郡波多村の梓川に龍島発電所を設け、東京電力への卸売を開始した。発電建設工事は計画より大幅に遅れていたが、同発電所の工事中に、京浜電力の設立に発起人として加わっていた横浜電気が東京電灯と合併したため、東京電力が工事の支援に入り、それと同時に京浜電力の設立目的が横浜電気への卸売から東京電力へのそれへと変更になったからである。その後も京浜電力は梓川水系に奈川渡発電所・前川発電所を建設し、これらの発電所は日本発送電を経て最終的に、戦後の東京電力に引き継がれた。

奈川電灯はその後、1935(昭和10)年に事業を木曾川電力株式会社へ譲渡することで消滅した。

## 総括

以上、本論では戦前の電気事業の展開について大まかに把握した上で、まず電気事業法制の変遷を確認した。電気事業に関する法制は、保安対策に重点を置いた取締規則から徐々に、電

気事業の育成を視野に入れた電気事業法・改正電気事業法へと変化した。現実にはいずれの場合も、熾烈な競争をともなって進展した電気事業界の動きを後追いすることに終始した。特に、電気供給区域に関する規定は、電気事業法施行規則で市町村単位の設定を規定したこと以外、法律本体で明文化されることはなく、行政的な対応、つまり行政指導に委ねられたのが実態だった。第一次大戦後の反動恐慌以降逋信省は、複数の事業者に重複して電気供給区域を認めることはなくなったが、それも従来の重複供給区域は手つかずで、大口の動力用電力供給についての規制に止まったから、既存の電灯・電力供給をめぐる熾烈な顧客獲得競争を規制する手段にはなり得なかった。

こうした顧客獲得競争が展開したのは、松本地方の電気市場も同様だったが、松本地方では慢性的な電力不足を背景に中小規模の電気事業者間でも、地元電気事業者と県外事業者との間でも、電源開発をめぐる競争が展開した。電源開発をめぐる競争とは、水利権をめぐる競争を意味した。水力発電に適した電源地帯を擁する松本地方で、地元資本・県外資本が水利権を求め入り乱れて競ったことは、例えば奈川電灯の設立経緯に象徴的に表れていた。

電源地帯に位置する松本地方での電気事業は、地元資本の事業者が早い時期から近隣河川の水利権を取得するケースが多々あったため、県外大資本が地元電気市場を占拠するという事態に遭遇することはなかった。むしろ中小規模の地元電気事業者の間で競争が起こるのが実態だった。それこそが、戦前松本地方における電気事業展開の特徴だったのである。

また、松本地方の電気事業にとって先駆ける存在だった松本電灯の検討からは、明治末期からの伸長期に片倉製糸の幹部であり松本商業会議所会頭でもある今井五介が同社の経営をリードしたことも判明した。大都市のみならず地方

都市にあっても、地域経済発展の前提となるインフラ整備には、地域の有力企業・有力経済人が大きな役割を果たすことが多いという格好の事例であろう。また、本論での検証過程で、電気事業者間の競争が電気供給ばかりでなく、水源地帯での水利権をめぐる競争も繰り広げられていたことが確認された。水利権をめぐる電気事業者間の競争は本論の主題でないため、詳しく検証しなかったが、水利権に関する問題は、今後の重要な課題である。

戦後、GHQ主導の電気事業再編成案が検討される過程で大きな論点となった電源帰属問題は、最終的に9電力会社それぞれに給電地域以外にも電源地域を認めるという、いわゆる「凧揚げ」地帯方式の採用で決着した<sup>注10</sup>。基本的には水系ごとに電源の所属を統一する、つまり同一水系の発電所は同一の電力会社の所有とする方式がとられ、千曲川水系の電源は東京電力の所属となったことから、松本地方の主力発電所は東京電力の所属となり、中小の電気事業者が市場を分け合っていたこの地方では、電源と供給区域との間の複雑な関係が残ることとなった。50Hz・60Hzが混在する所以である。

## 注

<sup>注1</sup> 電気事業史上の時期区分については、何に着目するかによっていくつかの時期区分が可能だが、東京電力駒橋発電所からの長距離送電が実現したことでわが国電力業の大規模水力発電に途が開かれたという意味で、同発電所の完成と送電開始の時期である1907(明治40)年頃を一つの大きなエポックと捉える点は、すでに通説となっている。例えば駒村雄三郎[1934]は、明治20年～30年を企業的に幼稚な第一時代、明治30年前後～40年前後を創業期の第二時代、明治40年頃～大正末期を電力飛躍の第三時代、昭和以降を電力統制の第四時代、と区分している。また、産業組織の改変に着目する橋川[2004]では、多数の民有民営電力会社と公営電気事業が共存した1883年～1938年、民有国営の日本発送電と9配電会社が市場を独占し国家管理が実施された1939年～1950年、9電力体制の1951年以降、と時期区分している。1939(昭和14)年～1950(昭和25)年を電力国家管理の時代として扱い、さらに、GHQとの難交渉の末に電気事業が再編成され9電力会社による発送配電の地域独占が始まった1951年以降を、電気事業の新たな枠組の時代と見なす点も諸研究者間の共通理解となっている。戦後の9電力体制の時代もまた、企業行動のあり方に着目して、地域独占であるが故に市場競争はないが各電力会社が企業能力を競い合った1951年～1973年、引き続き市場競争はないまま、企業能力を競うパフォーマンスも後退した1974年～1994年、そして電力自由化が開始された1995年以降、という時期区分もなされている(橋川武郎[2004]pp.7-8)。

<sup>注2</sup> もともとは自家用の余剰電力を販売する程度の業態だったものが、徐々に販売部分を拡大させて卸売電力会社へと変貌した。卸売電力会社として事業認可されるにあたっては、政界・経済界ともに賛否両論の議論があったが、通信省では、低廉で豊富な電力を確保することは国民経済に資するとの観点から、卸売電力の事業を認可すべきとする意見が支配的だった。これが、野田通信大臣が卸売電力会社に事業免許を与える背景となった。以上、電力政策研究会編[1965]p.96、および通商産業省編[1979]p.60を参照されたい。

<sup>注3</sup> 東京電灯・東邦電力・宇治川電気の小売3社と大同電力・日本電力の卸売2社からなる5大電力会社が繰り広げた電力合戦あるいは電力戦と呼ばれた激しい競争は、わが国電気事業史

- 上、もっとも世間の関心を集めた出来事だった。都市部のみならず地方の電気市場にも絶大な影響を与えた大電力会社間の競争だったが、本論の主題ではないためここでは触れない。
- 注4 以下の各法規の原文は内閣官報局編[各年版]による。本論では、行論上の煩雑さを避けるため、各引用箇所に出典を明記することを省いた。
- 注5 この間頻繁に行われた電気事業取締規則の改正は、主に電気工作物等に関する技術的な内容の改変だった。詳しくは、電力政策研究会編[1965]を参照されたい。
- 注6 表7の数値に関し、1911(明治44)年から1912(大正元)年にかけて大きくかけ離れているのは、電気事業法が新たに制定され、電気事業者の定義が変わったためである。なお、松本電灯をはじめとする5社に関する以下の叙述は、特に断らない限り長野県公文編冊の各史料による。
- 注7 明治水力電気の計画は、  
 「1.目的 電灯電力ノ供給ヲ以テ目的トス  
 2.供給区域 長野県東筑摩郡松本町 同県長野市 同県北佐久郡軽井沢附近及沿道一帯ノ町村(後略)」  
 となっていた。その後、明治水力電気は  
 「種々考究ノ結果其大部分ノ電力ヲ窒素肥料製造及他ノ化学工業ニ使用スルコトニ変更セント」  
 して河水引用申請の内容を変更するかもしれないとの上申書を提出し、1916(大正5)年に、大阪市の大阪亜鉛工業への特定電力供給へ計画を変更したいと願書を差し出した。以上、長野県公文編冊による。
- 注8 安曇村誌編纂委員会[1998]p.580には、「大正六年五月、東筑電気(株)は、島々谷川の発電所計画を出願した。また同年三月には、松本電灯(株)が大野川に発電所建設を出願していた」と記述されており、この大野川発電所計画が梓川電力のものと同じかどうかは定かではない。
- 注9 通信省電気局編[大正7年版]では、山辺電気合資会社が山辺電気株式会社へ事業譲渡したのは1916(大正5)年とされているが、ここでは山辺電気合資会社が長野県に提出した公式文書にある年月日を採用した。
- 注10 電源帰属問題をめぐっては、電源と主消費地を結び、発送配電の一貫経営を重視するいわゆる潮流主義の(消費地との関係から電源帰属を決定する)方式と、各地区内の電源はすべてその地区会社に帰属させるという属地主義の方式がせめぎ合っていたが、最終的には、給電地域以外の電源も認める方式が採用された。以上、詳しくは電気事業再編成史刊行会[1952]を参照されたい。

## 文献

安曇村誌編纂委員会[1998]『安曇村誌 第三巻 歴史下』

大石嘉一郎編[1985]『日本帝国主義史1 第一次大戦期』東京大学出版会  
 加藤木重教[1916]『日本電気事業発達史 前編』電友社  
 橘川武郎[2004]『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会  
 日下部金三編[1926]『京浜電力株式会社沿革誌』  
 栗原東洋編[1964]『現代日本産業発達史Ⅲ 電力』交詢社出版局  
 駒村雄三郎[1934]『電力界の功罪史』交通経済社出版部  
 田村謙治郎[1941]『戦時経済と電力国策』産業経済学会  
 中部電力電気事業史編纂委員会編[1995]『中部地方電気事業史 上巻』  
 通商産業省編[1979]『商工政策史』商工政策史刊行会  
 通信省電気局編[各年版]『電気事業要覧』  
 電気事業再編成史刊行会[1952]『電気事業再編成史』  
 電力政策研究会編[1965]『電気事業法制史』  
 東京電灯株式会社編[1936]『東京電灯株式会社開業五十年史』  
 東京電灯株式会社編[2002]『関東の電気事業と東京電力』  
 東邦電力史刊行会[1962]『東邦電力史』  
 内閣官報局編[各年版]『法令全書』  
 奈川村誌編纂委員会編[1994]『奈川村誌歴史編』  
 日本経営史研究所[2002]『関東の電気事業と東京電力』  
 橋本寿朗[2004]『戦間期の産業発展と産業組織Ⅱ』東京大学出版会